

官報

号外

令和四年十二月六日

○第二百十回 衆議院會議録 第十三号

令和四年十二月六日(火曜日)

午後一時 本会議

○本日の會議に付した案件

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(細田博之君) これより會議を開きます。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)

及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(細田博之君) この際、内閣提出、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣河野太郎君。

(国務大臣河野太郎君登壇)

○国務大臣(河野太郎君) ただいま議題となりました消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

社会経済情勢の変化に対応して、消費者の利益の擁護を更に図るため、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができる範囲を拡大するとともに、取消権の行使期間を延長する等の措置を講ずるほか、独立行政法人国民生活センターの業務として適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行う業務を追加する等の措置を講ずる必要がある

ため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容につきまして、その概説を御説明申し上げます。

第一に、消費者契約法に関しては、意思表示を取り消すことができる不当な勧誘行為の類型を改正し、事業者が消費者に対し、靈感等による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあおり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げることとしています。

この不当な勧誘行為に係る取消権の行使期間を、追認することができる時から三年間、消費者契約の締結のときから十年を経過したときに延長することとしています。

第二に、独立行政法人国民生活センター法に関しては、独立行政法人国民生活センターの業務に、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加するとともに、和解仲介手続及び仲裁の手続について、適正かつ迅速な審理が実現されるように所要の規定を新設するほか、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができることとするなどの改正を行うこととしています。

その他、所要の規定を整備することとしています。引き続きまして、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案について御説明申し上げます。

法人等からの寄附の勧誘を受ける個人の権利の保護等を図る観点から、法人等による不当な寄附

の勧誘を禁止し、当該不当な寄附の勧誘を行う法人等に対する行政上の措置等を定めるとともに、寄附の意思表示の取消しの範囲の拡大及び扶養義務等に係る定期金債権を保全するための債権者代位権の行使に関する特例の創設等の措置を講ずる必要があるため、この法律案を提出した次第です。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、法人等は、寄附の勧誘を行うに当たり寄附者等に配慮しなければならないことを規定するとともに、寄附の勧誘に関する禁止行為として、不当な勧誘により寄附者を困惑させてはならないこと及び借入れ等による資金調達を要求してはならないことを規定しております。

第二に、法人等が禁止行為に違反した場合の勧告、命令等の行政上の措置等について規定するとともに、当該行政措置に係る罰則について規定しております。

第三に、不当な勧誘により寄附者が困惑して寄附を行った場合における意思表示の取消しについて規定するとともに、扶養義務等に係る定期金債権について、確定期限の到来していない部分を保全するための債権者代位権の行使に係る特例を設けることとしております。

第四に、国は、寄附者等が権利の適切な行使により被害の回復等を図ることができるようにするため、日本司法支援センターと関係機関及び関係団体等との連携の強化を図り、利用しやすい相談体制を整備する等必要な支援に関する施策を講ずるよう努めなければならないこととしております。

その他、この法律の運用上の配慮に関する規定など、所要の規定を整備することとしております。

以上が、これらの法律案の提案理由及びその概要であります。(拍手)

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(細田博之君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。宮崎政久君。

〔宮崎政久君登壇〕

○宮崎政久君 自由民主党の宮崎政久です。

私は、自由民主党を代表し、ただいま議題となりました、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案並びに法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案について質問いたします。(拍手)

先生、私たちを助けてください。旧統一教会の信者を御両親に持ち、苛烈で厳しい生活環境の人生を余儀なくされてきた宗教二世の方の言葉とその真つすばな目線が私の脳裏から離れません。

唯一のごちそうが学校の給食でした。いつもお金がなくて、給食費未納の茶封筒が机に置かれていたのが恥ずかしかった。こういったお話も直接お聞きしました。

この問題にはどこまでも誠実に取り組まなければならぬと今も固く誓って、この場に立っています。

被害に遭われた方を救済し、今もまだ声を上げることができない方々に手を差し伸べ、今後同様の被害が生じないようにするために、この問

題には、与野党が立場を超え、政府とも一体となつて、多角的な取組を進めることが必要です。政府においては、本年八月、消費者庁に有識者検討会を設置し、十月には提言が提出されました。また、関係省庁連絡会議の下、広く相談を受け付け、被害者救済に向けた総合的な相談体制の充実強化を図り、実態解明への取組としても、旧統一教会に対して、宗教法人法に基づく報告徴収、質問権を行使していることと承知しております。

我が党においても、靈感・悪徳商法等の被害救済に関する小委員会を立ち上げ、若宮健嗣小委員長の下、被害に遭われた宗教二世の方からお話を聞くとともに、被害対策に携わられてきた弁護士の方、憲法や民事法の学者の方、専門家、NPO法人、宗教法人等の関係者の方々からも御意見を伺つてまいりました。

そして、十月十九日には、自由民主党、公明党、立憲民主党、日本維新の会の四党において、悪質な献金被害などを救済するために協議の場を設け、今国会中の法案の成立を期すことが合意され、厳しい議論もある中、この与野党協議会は九回を重ね、意見を交わしてまいりました。

また、自民、公明と国民民主党との協議の場も設置され、さらには六党の幹事長会議も行われるなど、与野党の間では、建設的に、精力的かつ活発な意見交換が今も続けられています。

こうした与野党での協議の成果を踏まえて、十一月十八日に消費者契約法及び国民生活センター法改正法案が、また、消費者契約法の対象とならない寄附などへの対応として、十二月一日に法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案がそれぞれ閣議決定され、国会に提出されました。

そこで、まず、この改正法案と新法の両政府法案により、どのように被害者を救済し、また、今後再発の防止を図ろうとしているのか、岸田総理にお伺いをいたします。

次に、新法では、個人から法人等への寄附をその規制対象としていますが、法人等による勧誘行為は、実際には法人の役員や信者が行っていると考えられています。そのため、被害を救済し、再発を防止するためには、こうした信者らによる寄附の勧誘行為についても規制対象とすべきと考えます。

そこで、この法案で、規制対象を個人から法人等への寄附とした趣旨、さらには、こうした信者らによる寄附の勧誘行為も規制対象となつているのか、河野大臣にお伺いをいたします。

旧統一教会に関する問題では、法人が、その正体を隠して近づき、不安をあおり、精神的に自由な判断ができない状況、いわゆるマインドコントロール下にある状況をつくり出した上で、長い期間にわたつて献金をさせ続けているという特徴があり、与野党協議会の場においても、これを法律でどう規律するか、激しい議論が展開されました。

被害者を救済し、再発を防止するという観点からは、このような事案への対応が重要になると考えておりますが、マインドコントロールにより寄附を繰り返すような事案について、政府法案でどのように対応できるのか、河野大臣にお伺いをいたします。

旧統一教会の被害事例では、本人が繰り返し献金し、経済的に困窮することで最も被害を受けているのは信者の家族の皆さんです。先祖伝来の土地を失ったり、教育条件や食生活にも困窮するなど、大変苛烈な状況に置かれていることを承知し

ています。家族の救済は最も重要な課題の一つであります。

その上で、法律を作るに当たっては、憲法に抵触することがあつては、実務の現場では救済に機能しないこととなります。家族といえども、法律の主体としては第三者に該当することから、憲法の財産権保障などとの整合を図ることは不可欠となります。

そこで、政府法案では、信者の家族をどのように救済する仕組みとなつていいのか、河野大臣にお伺いをいたします。

新法では、禁止行為に違反する場合、法人等に対して、報告徴収、勧告、命令といった行政上の措置、さらには刑事罰まで盛り込み、抑止力、実効性を担保しています。

そこで、我が党の小委員会では、NPO法人、学校法人、宗教法人など、寄附によつてその活動が支えられている団体の皆様からも意見をお聞きしました。

その中では、例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大による社会状況の変化から、いただいた寄附を当初予定していた使途では使えず、別の用途に使うことがあつたので、これが法律で言うところの使途誤認に当たらないのかなど、新法に対する御懸念についても耳を傾けてまいりました。

もとより、新法が、寄附によつて活動を支えられている団体の正当な活動に不当な影響を与えることがあつてはならないと考えております。

そこで、新法はこうした点にどのような配慮をしているのか、河野大臣にお伺いをいたします。冒頭申し上げましたとおり、この問題への対処には、与野党の別なく、また政府と一体となつて、被害者の救済、再発の防止に全力で取り組まなければなりません。それが、苛烈な人生を送ら

ざるを得なかった被害者の方へ法律を作ること
できる全でたと考えているからであります。

最後に、政府法案の今国会での成立を含めて、
旧統一教会問題への取組について、岸田総理の思
い、意気込みをお伺いして、質問を終わります。
よろしくお願ひいたします。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 宮崎政久議員の御
質問にお答えいたします。

被害者救済法案についてお尋ねがありました。
消費者契約法の改正法案は、旧統一教会問題等
のいわゆる霊感商法や契約に当たる寄附につい
て、取消権の対象範囲の拡大や取消権の行使期間
の伸長等の措置を講じ、被害防止及び救済の可能
性を高めます。あわせて、国民生活センター法の
改正により、ADRの活用促進を図ります。

また、新法案では、現行の日本の法体系の中で
許される限り最大限実効的な法案とすべく、消費
者契約法に当たらない寄附も含め、社会的に許容
し難い悪質な寄附の勧誘行為を禁止し、これに対
する勧告、命令等の行政措置を導入するとともに
に、不適切な勧誘行為を受け、困惑した中で行わ
れた寄附の意思表示には瑕疵があることから、取
消しを認める制度としています。さらに、寄附の
勧誘に当たった際の配慮義務を定め、これに反する
ような不当な寄附勧誘が行われた場合、民法上の
不法行為の認定やそれに基づく損害賠償請求の容
易化を図ります。

この二法案により、これまで救済できなかった
被害をより幅広く救済でき、また、将来に向け
て、被害の防止にも役立つと考えております。
旧統一教会問題への取組についての意気込みに
ついてお尋ねがありました。

旧統一教会については、宗教法人法に基づく報
告徴収、質問権の行使等により事実把握と実態解

明を進める、被害の救済に向けた相談体制を強化
する、今後同様の被害を生じさせないための法制
度の見直しにしっかりと取り組んでいく、こうし
た方針で臨んでいくこととしております。

政府としては、改正法案及び新法案の国会審議
において、法案の趣旨や目的について説明を尽く
し、早期の成立に向け努力していくとともに、こ
れらの法律がより実効的に運用されるよう、相談
体制の強化等にも引き続き全力で取り組んでまい
りたいと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
をさせます。(拍手)

(国務大臣河野太郎君登壇)

○国務大臣(河野太郎君) 新法案の寄附の勧誘行
為に係る規制対象についてお尋ねがありました。

寄附の勧誘をしている者が個人であっても、法
人等の行為と評価される場合には、新法案の規制
対象になります。

具体的には、法人等の代表者、役員又は使用人
等が行った勧誘行為は法人等が行ったものと認め
られることとなります。また、宗教団体と委任や
雇用関係がない信者が当該宗教団体への寄附の勧
誘行為を行った場合においても、宗教団体と当該
信者間の明示又は黙示の契約の有無など使用人と
同等程度の法人との関係性がある場合には法人等
の行為と評価することができ、新法案の規制の対
象になると考えております。

なお、法人等による寄附の勧誘、募集とみなさ
れ得ない純粋な個人間の寄附については、民法、
刑法といった一般法で対応されるべきと考えてお
り、新法案では、個人から法人等への寄附を対象
としています。

マインドコントロールにより寄附を繰り返す事
案への対応についてお尋ねがありました。

新法案では、いわゆるマインドコントロールに

よる寄附について、現行の日本の法体系の中で許
される限り、最大限、禁止行為や取消権の対象と
しております。具体的には、不安を抱えているこ
とに乗じるなど不適切な勧誘行為により困惑させ
る場合を消費者契約法改正及び新法で取消権の対
象とするともに、新法において禁止行為としま
した。

これにより、過去に不安をおられたことに
よって生じた不安をその後も抱き続けている者に
対して、これに乗じて複数回、長期にわたって寄
附を勧誘する行為は、各々の時点において改めて
不安をおられたこととして、各々、不安を抱
えていることに乗じての要件を満たし、これによ
り困惑して行った寄附を取り消すことが可能とな
ります。

また、新法案は、禁止行為を規定し、行政措置
を導入している点が重要であり、これによって、
民事ルールである取消権によって個別の被害者の
救済に資するだけでなく、被害の未然防止に資す
るものと考えています。

さらに、寄附の勧誘に当たった際の配慮義務を定
めており、配慮義務に反するような不当な寄附勧
誘が行われた場合、民法上の不法行為の認定やそ
れに基づく損害賠償請求が容易となり、更に実効
性が高まるものと考えております。

家族の救済についてのお尋ねがありました。
本法案では、債権者代位権という、自らの権利
を守るために必要な限度で他者の権利の行使を認
める制度を活用しやすくなることで、家族らの被
害救済を図ることとしています。この債権者代位
権の適切な行使のため、法テラスと関係機関が連
携した相談体制の整備など、被害者やその家族の
支援を行っていくこととしています。

また、家族の住居や生活維持のために欠くこと
のできない事業用資産を処分して寄附資金を調達

することを求める行為を禁止し、これに抵触する
場合は、勧告、命令等の行政措置の対象となりま
す。

さらに、寄附の勧誘に当たって、寄附者やその
配偶者、扶養親族の生活の維持に関する配慮義務
を規定しております。

これらの禁止規定や配慮義務の規定により、家
族自身に対する民法上の不法行為の認定やそれに
基づく損害賠償請求が容易となり、被害救済の実
効性も高めることができると考えております。

また、新法案は、行政処分を導入しています。
寄附者の家族から法人等による禁止行為の情報提
供がなされ、勧告、命令や法人名等の公表によ
り、本人に対して脱会を働きかけやすくと考え
ております。加えて、寄附者本人が自身の被害
に気づいて被害を回復する行動を起こす契機とな
ることも考えられます。

寄附勧誘の規制がNPO法人に与える影響につ
いてのお尋ねがありました。

新法案の運用に当たっては、NPO法人等様々
な法人の活動において寄附が果たす役割の重要性
に留意しなければならない旨を規定しておりま
す。

また、本法案における禁止規定は、社会通念
上、悪質、不当な勧誘行為と考えられるものであ
り、配慮義務も、真つ当に寄附を募っている法人
等であれば当然に配慮されているものに限ってい
るものであります。そのため、通常のNPO法人
であれば寄附の勧誘に支障があるといったことは
なく、寄附文化の醸成に対する不当な抑制にはつ
ながらないと考えております。むしろ、不当な寄
附の勧誘行為が防止されることによって、寄附へ
の理解や寄附勧誘への安心感が高まることにもつ
ながり得ると考えられます。

なお、今後とも、NPO法人等を含め、関係者

に対し、本法案の趣旨についてしっかりと説明を尽くしてまいります。(拍手)

○議長(細田博之君) 楠木道義君。

(楠木道義君登壇)

○楠木道義君 立憲民主党の楠木道義です。

ただいま議題に上がりました法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案について、会派を代表して、岸田総理大臣に質問いたします。(拍手)

立憲民主党と日本維新の会が提出した悪質献金被害救済法案をきっかけに、与野党協議が何度も何度も行われ、政府・与党が今国会での被害者救済法の成立を決断したことは評価したいと思えます。

しかし、新法にはまだ実効性が不十分な部分がございます。特に、宗教二世の救済が困難を極めることは深刻でございます。

岸田総理、生まれてくる子供たちは、生まれてくる親も親の信仰も選べません。だからこそ、法律で被害者を救済できるようにしなくてはなりません。そして、私は、それは可能であると、そう信じて、岸田総理にはもう一步の決断を切に期待して、質疑に入ります。

岸田総理、本来は、条文に我々の提案を明記していただきたいわけであります。さらに、総理答弁というのは、行政行為を行うに当たって、法律の条文にまでは及ばずとも、相当の効力を持つ場合がある、極めて重要なものであります。岸田総理には、その自覚と責任を十二分にお持ちいただく中で、この質疑での実際の被害者救済につながる答弁を切にお願いいたします。

まず、この間、与野党協議や幹事長会談等で提案してきた内容について、岸田総理のもう一步の決断を期待し、修正提案をいたします。

寄附の勧誘に際しとの書きぶりでは、入信させて献金させた事例が適用範囲が不明瞭です。入信の勧誘に際して困惑させたことがこの要件に当たるとの旨を明らかにすべきです。

既に総理は、入信当初のみに不安をおられた場合で、その後は外面的には自分から進んで献金を行っているように見えたとしても、その不安を継続して有している、そのような不安に乘じられて勧誘され、後から振り返ってみて困惑されていると気づいた場合には取消しの対象となり得るものと答弁されていますが、素直に条文案を読んでも、そのようには残念ながら読めません。

誤解なく、裁判で不利に働くことがないよう、入信の前後から寄附等に至るまでが対象の期間と分かるように修正すべきです。総理、御答弁ください。

旧統一教会の手法は、被害者に友人として近づいたり、親身に相談に乗ったりして弱みをつかみ、その人間関係等を利用して罅隙を信じさせることで、教義に基づき進んで寄附をさせています。政府案の、禁止行為に基づき困惑して寄附という要件では、困惑の解釈の幅が狭く、いわゆるマインドコントロール下に置かれ、合理的な判断ができない状況にされてしまったことを立証して救済することは困難です。

政府逐条解説に記載のある、精神的に自由な判断ができない状況など、政府答弁も含めた条文とすることを求めます。総理、御答弁ください。

必要不可欠であることを告げるとの書きぶりでは、救済可能性が著しく低くなります。旧統一教会の被害は、献金の段階ではそのような強い誘導や勧誘行為は必要ないほどに被害者本人の自由な意思表示ができなくなっています。

よって、必要不可欠の不可欠は削除し、必要である旨を告げるとし、救済可能性を高めるべきです。総理、御答弁ください。

す。総理、御答弁ください。

配慮義務規定について、岸田総理は、禁止規定とする場合、行政措置、刑事罰につながるため要件の明確化が必要であり、また、勧誘行為が多様なため一概に要件を決めるのは困難と述べられました。また、配慮規定を置くことで民法の不法行為認定が容易になり得るとの答弁がありました。

そのとおりなんです。一方で、配慮義務規定を禁止規定とした場合、これまで旧統一教会が行ってきたいわゆる正体隠しやマインドコントロール的手法を用いた献金への抑止、救済の実現可能性が高まります。自由意思を抑圧しないこと、三条一号。法人等を明らかにすること、三号。過去の旧統一教会事件の判例で同趣旨の内容が既に認定されております。札幌地裁の判決等です。したがって、禁止規定とし得るものであります。

また、既に、公益法人認定法十七条では、寄附者等の利益を不当に害するおそれのある行為という抽象的規定にも行政処分、罰則の効果が与えられており、今回の新法に行政処分、罰則の効果を与えることは極めて合理的であります。

寄附の勧誘を行うに当たっての配慮義務規定を禁止規定にすべきではないでしょうか。実効性のある被害防止、被害救済のためにも、岸田総理の御決断による修正を強く求めます。

家族の救済策として政府は債権者代位権を提案しておりますが、この間、宗教二世の方や弁護団、さらに政府にも再三確認をさせていただいたところ、現実問題、なかなか使いにくい面は否めません。

例えば、小川さゆりさんの事例では、当時、高校時代を含めた五年間でアルバイト代二百万円から三百万円を小川さんの同意なく親が寄附してしまいました。この場合、債権者代位権を使うとす

るならば、まず、寄附をした親が旧統一教会によって禁止行為に基づいて困惑して寄附をしたことを立証して、加えて、親が無資力でなければなりません。それらが晴れてクリアできれば、債権者代位権の下、損害賠償請求が認められ、さゆりさんの二百万円から三百万円が返ってくる可能性があります。

しかし、現実的に考えれば、親の寄附の違法性を立証できるのであれば、寄附をした親自身が、寄附した全額を取り戻すための請求を行うのではないのでしょうか。未成年の代位権行使に至っては、訴訟で親権停止が必要であるなど、到底、現実的とは言えません。さらに、損害賠償請求の効はたった三年です。これで家族の救済策であると言えるでしょうか。

小川さゆりさんや橋田達夫さんらの被害は、例えば、野党案の特別補助制度を導入すれば救済可能性が高まります。子供、家族がいわゆるマインドコントロール下にある被害者本人を保護し、献金を止め、献金を取り戻せる可能性が高まるのです。総理、是非、特別補助制度の導入に前向きな御答弁をお願いいたします。

また、この法案は靈感商法が対象になっていません。確かに、取消権のあるだけでは見れば消費者契約法で対象となつていますが、それでは刑事罰には結びつきません。新法でも靈感商法も対象とすべきと考えますが、総理の答弁を求めます。

さらに、岸田総理、三年の見直し規定を一年に前倒しすべきです。

家族救済のための措置である債権者代位権は、要件、範囲とも限定的であり、いわゆるマインドコントロール下に置かれた被害者本人はそのままです。判例が出てから法律の見直しをするということは、最短でも旧統一教会関連の裁判で三年か

ら五年、最長では何と提訴から最高裁判決まで十六年もかかったものもあります。被害者の方々にそれまで待つてくれというのは余りに酷です。

一年以内の見直しとし、少しでも救済の課題になる部分は前進させていくことが必要であると考えます。総理の答弁を求めます。

これまで、旧統一教会被害に關して、多くの宗教二世の皆さんが、ひどい誹謗中傷にも負けず、勇気を出して声を上げて、切実な訴えを続けてこられました。そうした皆さん全てを救える、実際に使える被害救済新法であることが肝腎です。

小川さゆりさんのケースです。

我々は、被害者や弁護団の意見を聞き、今の政府案のままでは、統一教会被害者はなかなか救われない、特に宗教二世を救うことは困難であるとの懸念を持っています。例えば、小川さんの御両親のように、余りに献身的になり過ぎて、家庭崩壊を顧みず、自主的に献金を続ける信者は大勢おられます。

一般論として、政府案で、長年にわたって自主的に献金を続けてきた場合であっても、献金した本人が脱会し、献金時は困惑していたと証言した場合、献金は取り消せますか。総理、御答弁ください。

鈴木みらいさんのケースです。

みらいさんの七十代の両親は、当時、平日夜の十二時を過ぎて、一億六千万円の献金のうち、僅か三千万円の返金の念書に教会でサインをさせられました。

一般論として、子供も大反対をしていて書いた念書は、献金した本人が念書を書いたときは困惑していたんだと証言すれば、政府案では、無効になり、献金は全額が取消しの対象になりますか。総理、御答弁ください。

元信者、A子さんのケースです。今年七月に社

会問題になって以降、旧統一教会により念書作成が行われたことが確認された初のケースです。

二千五百万円の献金をしていたA子さんの家に今年九月に教区長や複数の顔見知りの信者が訪れ、私たちも念書にサインしているからなどと云って、A子さんに、自由意思で寄附をした、返金請求はしないとの念書へのサインを求めました。被害者は、迷いに迷い、これを書いたらもう終わりだ、返金してもらえないと思いがちでも、知り合いの信者からの強い説得を断り切れずに念書にサインをさせられました。

そこで、一般論として、今回の政府案について伺います。多額の献金をした信者がサインさせられた念書を、信者が困惑状態でサインをしたので念書は無効だと思表示した場合、たとえ旧統一教会側が自主的な献金であったので返金しない主張しても、念書は無効となり、全額返金になるでしょうか。

そもそも、そのような悪質勧誘された献金に対する返金逃れの手段としての念書やビデオの撮影は無効であり行うべきではないわけで、岸田総理、そうした念書やビデオ撮影そのものを行うべきではないと明確に御答弁いただけないでしょうか。

旧統一教会における信者間の養子縁組について、一九八一年から今年五月までの四十一年間に七百四十五人もの養子縁組が行われました。さらに、養子縁組のあつせん事業が許可制となった二〇一八年四月以降の養子縁組が三十一件あったと報道されました。

教団は養子縁組あつせん事業の許可を受けておらず、昨日回答期限の厚生労働省の調査結果も踏まえ、直ちに刑事告発すべきではないでしょうか。また、この違法な養子縁組もこれ以上行わないように直ちに行政指導を行うべきではないでしょうか。

でしょうか。岸田総理、御答弁ください。

最後に、岸田総理にお願いです。

小川さゆりさんや鈴木みらいさんや橋田達夫さんや中野容子さんや、その他本場に多くの、何人もの被害者の皆さんが、この三か月間だけでも、与野党それぞれのヒアリングで何度も何度も何度も涙ながらに被害を訴えてこられました。

それは、自分たちのような被害者をもうこれ以上出したくない、未来の子供たちに宗教被害を残したくないとの必死の思いで発言されてきたからです。実際に被害者を追い込んだのは旧統一教会かもしれません。しかし、政治はそれを救済するどころか放置し、国会議員が数々の集会に参加するなど、旧統一教会にお墨つきを与えてきました。その政治こそが今まさに責任を取るべきときではないでしょうか。

そのために、どうか、宗教二世を含む被害者や、被害者支援に長年尽力されてこられた全国霊感商法対策弁護士連絡会の皆さんが、この新法な本場に被害者が救われると思つていただけるような救済新法となるよう、政府、与野党各々が最後まで英知を結集すること、岸田総理のいま一步、もう一步の御決断を強く、切に求めて、お願いして、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 柚木道義議員の御質問にお答えいたします。

寄附の勧誘をするに際しという要件の修正についてお尋ねがありました。

寄附の勧誘をするに際しとは、法人が当該寄附の勧誘を行う場合に、個人と接触してからその個人が寄附を行うまでの間という趣旨であり、入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附勧誘であると判断できる場合には対象となります。

一方、一連の寄附勧誘と判断できない場合で

あつても、入信時に抱かされた不安が継続している場合には、法人等がこれに乗じて寄附の勧誘をすれば、新法の第四条第六号の不安を抱いていることに乗じての要件を満たすことから、条文を修正せずとも、取消権の適用対象になると考えています。

困惑要件の修正についてお尋ねがありました。消費者契約法逐条解説において、「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいかわからなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいう。畏怖をも含む、広い概念とされています。

精神的に自由な判断ができない状況とは困惑の解説の一部を切り取ったものであり、これを法律の条文とすることは適当ではないと考えています。

他方、いわゆるマインドコントロールによる寄附については、多くの場合、不安を抱いていることに乗じて勧誘されたものと言え、消費者契約法の改正法案と新法案による取消権の対象となると考えられます。また、取消権の対象とは明確に言えない場合についても、今回措置する配慮義務規定に抵触し、民法上の不法行為認定に基づく損害賠償請求により、被害救済に対応できると考えております。

必要不可欠という要件についてお尋ねがありました。必要不可欠要件は、必ずしも必要不可欠という言葉そのままだと必要はなく、勧誘行為全体としてそれと同等程度の必要性や切迫性が示されている場合には適用可能と考えており、多額の寄附に至るような悪質な勧誘事例の多くはそのような必要性や切迫性を有しているものと考えられることから、政府案で十分実効的に対応できるものと考えております。

なお、御指摘の部分を単に必要とすると、厄払

令和四年十二月六日 衆議院會議録第十三号

いなど一般的に許容されている宗教活動等にまで対象が広がってしまいかねず、真に取消しに値する程度に不当な勧誘行為を適切に捉えることが困難になると考えられます。

配慮義務を禁止行為とすることについてお尋ねがありました。

禁止行為は、法人等がどのような行為をしてはならないのか的確に認識できるよう、その類型及び要件を可能な限り客観的で明確なものとして規定すべきであると考えられます。

配慮義務については、適切な判断をすることが困難な状況等、勧誘によってもたらされる結果としての個人の状態を規定しています。これは、いかなる行為によるものであったとしても、寄附勧誘の際にはそのような結果をもたらさないようにすべきという規範を示すものであり、禁止行為とする場合よりも、こうした結果を招く、より幅広い行為を捉えることができるため、民法上の不法行為認定及びそれに基づく損害賠償請求を容易にする効果が高いと考えております。

なお、配慮義務規定の更なる実効性向上に関し、与野党で様々な御意見があると承知しておりますが、政府としては、そういった意見も伺いつつ、本法案の早期成立を図つてまいります。

野党案の特別補助制度についてお尋ねがありました。

御党を始め野党から既に国会に提出されている法案について政府の立場から意見を述べることは差し控えていただきますが、政府提出の新法案においては、自らの権利を保全するために必要な範囲で他者の権利を行使することを認める制度である債権者代位権を活用しやすくしており、これによって、個人の財産権を侵害せず、今後発生する債権も含めて、家族らの被害救済につなげる

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する漆間譲司君の質疑

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する漆間譲司君の質疑

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案についてお尋ねがありました。

また、債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるようになるための支援は重要であると考えており、法テラスと関係機関が連携した相談体制の整備など、支援の在り方も検討してまいります。

先ほど申し上げたとおり、過去に不安をおおられたことによって生じた不安をその後も抱き続けている者に対して、これに乘じて複数回、長期にわたって寄附を勧誘する行為は禁止行為に該当し、これにより困惑して行つた寄附は取り消すことが可能となります。

また、寄附当時は自分が困惑しているか判断できない状態であったとしても、脱会した後冷静になつて考えると、当時、不安に乘じられ困惑して寄附をしたということであれば、そのような主張、立証を行つて、全額の取消権を行使することが可能であると考えられます。

高額の献金による被害が特に重大な問題として指摘されている中で、今般の法案では、悪質な寄附の勧誘行為を禁止行為とし、行政措置や罰則を規定することとしたものです。

また、個別具体の事例によつては、むしろ、法人等が寄附の勧誘に際して、個人に対して念書を作成させ、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が法人等の勧誘の違法性を基礎づける要素の一つとなり、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求が認められやすくなる可能性もあると考えられます。当然のことながら、不法行為を隠蔽する証拠隠滅や被害回復の妨害行為は社会的に許容し難いものであると考えます。

御指摘の旧統一教会における養子縁組については、厚生労働省において事実関係の確認を行つていたところであり、昨日、厚生労働省が旧統一教会からの回答を受領したと承知をしております。現在、厚生労働省において回答の内容を精査しており、法律にのっとり、精査の結果に基づいて

商取引に該当する契約については、現行の消費者契約法により取消権の対象となるほか、民法上の不法行為認定やそれに基づく損害賠償請求の対象となりますが、勧告、命令等の行政措置や罰則を導入する場合には、寄附よりも更に幅広い事業主体に影響を及ぼすものであることから、慎重な検討が必要であり、現段階では、勧告、命令等の行政措置や罰則の導入は行わないこととしたものであります。

また、個人具体の事例によつては、むしろ、法人等が寄附の勧誘に際して、個人に対して念書を作成させ、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が法人等の勧誘の違法性を基礎づける要素の一つとなり、民法上の不法行為に基づく損害賠償請求が認められやすくなる可能性もあると考えられます。当然のことながら、不法行為を隠蔽する証拠隠滅や被害回復の妨害行為は社会的に許容し難いものであると考えます。

今回、例えば十五年ではなく十年とした根拠について、河野大臣にお尋ねします。

見直し規定についてお尋ねがありました。

法律の見直しに当たつては、規定の施行の状況及び社会経済情勢の変化を勘案すべく、一定の法運用の実績を確認する必要があります。

次に、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案について質問いたします。

このため、法施行後三年をめどとしての期間を置くことが相当と考え、このような見直し規定といたしました。必要に応じて、それより早く見直しに着手することも考えられます。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

元々、政府は本法案を今国会に提出することに決まっております。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

困惑してした献金や念書の考え方についてお尋ねがありました。

我が党が立憲民主党と共同で法案を提出した十月十七日の翌々日、与野党四党で与野党協議会を設置することで合意がなされ、その後、九回にわたって真剣な議論がなされてきました。

今日法案が審議入りしたのは我々が法案を提出したことが大きな契機となったと考えますが、総理の認識を伺います。

総理は、新法の議論において、被害に遭われた方を救済しなければならない、そして再発を防がなければならないと国会で発言されていますが、まさに我々も同じ思いです。この法案は、旧統一教会だけではなく全ての法人等、つまり、適正に運営されている宗教団体やNPO法人等を始め広く団体一般も対象になり得ることや、憲法上の宗教の自由や財産権や自己決定権などの制約があることも十分理解した上で、今、社会的に許容されない悪質な勧誘行為を禁止することのバランスの中で、ぎりぎりの議論をしていると認識しています。

そこで、総理にお伺いしますが、この新法では、総理のおっしゃる、これまで被害に遭われた方を救済するという点に対してはどのような手当てがなされているのでしょうか。

これまでの与野党協議会や幹事長会談での議論などを経て、我々の懸念や要望を幾つか取り入れていただいたことに対し、与党の実務者を始め、省庁の皆様の御努力、御尽力には感謝を申し上げます。

しかしながら、まだまだ残された課題は多く、被害者の方や被害者弁護団の皆さんを始め、国民が百点をつけてくださる法案とはならないかもしれませんが、我々日本維新の会は、何とか合格点をいただけるよう、最後の最後まで汗をかきたいと考えています。

より実効性を高めるための知恵を最後の最後まで

で出し合って、少しでもよりよい法律にしていこうことについて、総理には、担当大臣に任せるだけではなく、さきの英断と同じように自らが先頭に立ってリーダーシップを発揮されることを期待していますが、総理の決意、覚悟をお伺いいたします。

さきの予算委員会でも、法案の文言の解釈をめぐって多くの時間が費やされてきています。本法は行政措置も規定されていることから、運用に当たっては、行政庁自身が解釈に係る基準を持たなければならないと思います。

総理も、さきの参議院予算委員会において、我が党の高木かおり議員の質問に答えて、法案が成立した際には、条文の解釈の明文化を図るなどにより、更に利用しやすく実効性のある制度とする努力を続け、結果として被害者救済という成果につながる、こうした取組を万全を尽くして進めていきたいと答弁されました。

解釈基準は、通達やQアンドA、逐条解説などでしっかりと示されなければならないと考えますが、多くの方が抱えている不安や懸念を払拭する意味でも、できるだけ早期に示されるべきであります。所管官庁としてどのようなロードマップを描いているのか、河野大臣にお尋ねします。

以下、法案の各条文について、少し細かくありますが、質問いたします。

法案で定める法人等には、法人の役員等に関する寄附も含まれますか。旧統一教会においては、教区長といった役職者のみならず、アペルと呼ばれる、役職者ではないものの地域のリーダーのような人に寄附する事例も多いと聞いています。こうした場合には適用されますか。適用されるということであれば、疑義を生じさせないためにも条文にしっかりと書き込む方がよいと考えますが、河野大臣の見解をお尋ねします。

政府案では、寄附の勧誘に当たっての配慮義務として、自由意思の抑圧状態、配偶者、親族の生活の維持、寄附の使途の誤認についての規定を設けましたが、ここには行政措置や刑事罰が適用されないこととなっています。政府は、この規定によつて民法での不法行為として訴えやすくなる、あるいは、家族等が行政に情報提供を行うことによつて悪質な勧誘の抑止につながると説明されています。しかしながら、その説明を聞くと、逆に、宗教法人がこの規定を逆手に取って、刑事罰がない民法の不法行為の方に流れてしまうということにならないかが懸念されます。

そうしたことを考えれば、やはり本法での実効性を持たせるためには、配慮義務規定を禁止行為に格上げする、あるいは、配慮義務に従わない場合は何らかの行政処分や刑事罰を科せるように手当てしておくことが必要と考えますが、総理の見解をお尋ねします。

第四条にある寄附の勧誘に際して、総理は、衆議院予算委員会において、入信当初だけでなく、その後の献金についても当てはまると考えております。寄附の勧誘をする際に記載しているのは、法人が当該寄附の勧誘を行う場合に、個人と接触してからその個人が寄附を行うまでの間、という趣旨でありますと答弁されました。

であれば、寄附の勧誘に際しては、寄附の勧誘に当たりとした方が分かりやすいと考えますが、なぜ際しの文言にこだわるのでしょうか。かたくなに変更を拒むのはとても不自然に感じるのですが、なぜ寄附の勧誘に当たりとできないのか、総理、御説明ください。

消費者契約法にある不実告知、重要事実の不告知、生計、健康不安などの行為が新法からは抜け落ちていきます。寄附を受ける事業者が虚偽を述べ、あるいは宗教名などの重要事実を意図的に告

知しないで寄附を勧誘する場合は禁止行為には該当しないということでしょうか。該当するというのであれば、どの条文で規制されるのか、河野大臣にお尋ねします。

新法における困惑の定義は、消費者契約法の逐条解説に定める、困り戸惑い、精神的に自由な判断ができない状況と同様のものとする。河野大臣は予算委員会でも答弁されました。困り戸惑いとなると、旧統一教会における、進んで、喜んで献金をしているケースには適用できないのではないのかという懸念が被害者や被害者弁護団から示されています。

確かに、同じ困惑という言葉の定義が消費者契約法と新法で異なることは混乱を来すという政府の主張は理解しますが、そもそも、新法は、総理がおっしゃるように、消費者契約法改正ではカバーされない悪質な勧誘行為を禁止するために制定するわけでありますから、必ずしも消費者契約法と文言を合わせる必要はありません。

新法では、あえて困惑という言葉を用いず、精神的に自由な判断ができない状況と置き換えればよいのではないのでしょうか。それをしない、あるいはできない理由は何ですか。総理にお伺いいたします。

河野大臣は、第四条にある必要不可欠について、必ずその言葉をそのまま使わなければならないことではない、勧誘行為全体として同等の必要性や切迫性が示されている場合には適用可能と考えていると我が党の高木かおり議員に参議院予算委員会でも答弁されましたが、必要不可欠という、必要性や切迫性に加えて、他に選択肢がないというニュアンスが入ってしまうと考えます。必要不可欠という言葉遣いは、河野大臣の答弁とは適合していないのではないのでしょうか。お答えください。

また、同じく、河野大臣は、献金か、つぼの購入か、教典の購入のいずれかが絶対に必要といった形で誘導する場合にも、寄附をすることが必要不可欠である旨を告げることと該当するとの説明をされました。普通に条文を読めばなかなかそのような解釈はできないと感じますが、そこまで解釈を広げるのであれば、不可欠の文字を外して、必要とすればよいのではないのでしょうか。

必要だけだと、厄払いや交通安全祈願、合格祈願にまで対象が広がってしまう懸念があるという河野大臣の答弁がありました。では、不可欠の文言があればそれが回避できるのかといえば、結局は、その解釈に当たって、前後の事実から総合的に判断するわけですから、同じことです。総理の見解をお伺いいたします。

第五条にある資金調達要求の禁止についてお尋ねします。

不動産を処分して資金を調達することを要求してはならないのであれば、当然、その不動産そのものを寄附として供与することも要求してはならないと理解しますが、河野大臣の見解をお伺いします。我々の理解が正しければ条文で明確にすべきですし、不動産そのものの寄附の要求は対象外ということであれば中途半端な規定と考えますが、併せて見解をお願いいたします。

債権者代位権の行使のためには、債務者が無資力で債権を行使していないことが要件の一つとなりますが、政府案では、第三条で、法人は、寄附の勧誘を行うに当たっては、寄附により、個人、配偶者、親族の生活の維持を困難にすることがないようにすること、第五条で、居住している家や敷地等を処分して寄附の資金調達をすることを要求してはならないと定めていますので、債務者が無資力である例は実質的にほとんどなく、実効性のない制度になってしまわないか懸念するところ

ですが、河野大臣の見解をお伺いいたします。

最後に、法案では、法施行後三年をめどとして検討を加えるとしていますが、まだまだ残された課題も多く、また、これだけ与野党で協議をしながら作成してきた法案ですので、三年では長過ぎると思います。一年や二年ではなく三年とした理由、根拠を総理にお伺いいたします。

我々日本維新の会は、最後の最後まで、本法案を少しでもより実効性のある法案とすべく努力してまいります。

改めて、総理には、自らが先頭に立ってリーダーシップを発揮されることを期待することを申し上げ、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 漆間議員の御質問にお答えいたします。

消費者契約法の改正案の実効性についてお尋ねがありました。

現行のいわゆる靈感商法に関する取消権の規定については、消費生活相談等では活用されています。また、この規定があることによって、靈感商法に対し一定の抑止効果があったものであると考えております。

そして、今般の改正によって、靈感等による知見を用いた告知に関し、本人に関する不利益のみならず親族に関する重大な不利益や、将来生じ得るもののみならず現在生じている重大な不利益について回避ができることを告げる場合も取消権の対象とすること、また、消費者の不安をあおる場合のみならず不安を抱えていることに乗じた場合も対象とすることといった点が改正され、現行の規定の明確化及び取消しの対象範囲の拡大が図られることにより、裁判上及び裁判外において消費者保護の実効性が更に高まるものであると考えて

おります。

本法案を今国会に提出するに至った経緯等についてお尋ねがありました。

私自身、旧統一教会の被害者の方々と日々お会いをして、凄惨な御経験を直接伺い、被害者の救済及び再発防止を図るために、今国会で被害者救済法案の実現に取り組む決意を新たにいたしました。このため、消費者庁に対し、総力を挙げて法制度の検討を進め、可能な限り早急に国会に提出するよう指示をしてまいりました。

この間、与野党において、新規立法に向けて精力的な協議を重ねていただいたものと承知しております。

こうした与野党間の議論も踏まえ、政府としての新法案を決定し、今国会に提出したものであります。

新法における、これまでに被害に遭われた方の救済への手当てについてお尋ねがありました。

本法律案は、原則として、施行日以降に行われる寄附の勧誘について適用されるものです。一方、配慮義務については、それ自体が遡って適用されることはないものの、寄附勧誘に当たった規範を示すものであり、こうした規範は、過去の寄附に関する被害についての民法上の不法行為の認定やそれに基づく損害賠償請求の裁判の実務においても考慮される可能性があると考えています。

また、過去、いわゆるマインドコントロールを受け、現在も不安を抱えている方に対し、その不安に乘じ寄附勧誘を行うことを禁止行為とすること、新たな被害の発生を抑制いたします。法律の実効性を高めるための努力についてお尋ねがありました。

く、禁止行為、取消権、配慮義務、行政措置や刑事罰など、様々な規定を組み合わせる立法作業を行いました。

両法案は実効的なものとなったと考えておりますが、政府としては、改正法案及び新法案の国会審議において、法案の趣旨や目的について説明を尽くし、与野党の御意見も伺いつつ、早期成立に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

配慮義務の規定についてお尋ねがありました。禁止行為は、法人等がどのような行為をしてはならないのか的確に認識できるよう、その類型及び要件を可能な限り客観的で明確なものとして規定すべきであると考えています。

一方、配慮義務については、適切な判断をすることが困難な状態等、勧誘によってもたらされる結果としての個人の状態を規定しています。これは、いかなる行為によるものであつたとしても、寄附勧誘の際にはそのような結果をもたらさないようにすべきという規範を示すものであり、禁止行為とする場合よりも、こうした結果を招く、より幅広い行為を抑えることができるため、民法上の不法行為認定及びそれに基づく損害賠償請求を容易とする効果が高いと考えております。

なお、配慮義務規定の更なる実効性向上に関し、与野党で様々な御意見があると承知していますが、政府としては、そういった御意見も伺いつつ、本法案の早期成立を図ってまいります。

第四条の勧誘をするに際しという文言についてお尋ねがありました。

第四条の勧誘をするに際しとは、個別の寄附の勧誘に際し、法人等が個人に接触してからその個人が実際に寄附を行うまでの間にという時間的な概念を含む規定です。

これに対し、第三条では、一見類似している表現として、寄附の勧誘を行うに当たってはと規定

しています。これは、時間的概念を含むものではなく、一般論として寄附勧誘を行う場合を指しています。

このように新法案では際しと当たりという表現を使い分けており、法制上の観点から御指摘のような修正はできませんが、こうした法律上の言葉の使い分けが分かりにくいという御指摘はしっかりと受け止め、新法案が成立した際には、改めて法律の解説において説明を尽くしてまいります。

困惑の要件の修正についてお尋ねがありました。消費者契約法逐条解説において、「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいう。畏怖を含む、広い概念」とされています。

精神的に自由な判断ができない状況とは困惑の解説の一部を切り取ったものであり、これを法律の条文とすることは適当ではないと考えています。

他方、いわゆるマインドコントロールによる寄附については、多くの場合、不安を抱えていることに乗じて勧誘されたものと言え、消費者契約法の改正法案と新法案による取消権の対象となると考えられます。また、取消権の対象とは明確に言えない場合についても、今回措置する配慮義務規定に抵触し、民法上の不法行為認定に基づく損害賠償請求により、被害救済に対応できると考えています。

第四条第六号の必要不可欠という文言についてお尋ねがありました。今回の規定については、厄払いなど一般的に許容されている宗教活動等にまで規制対象が広がる意図はなく、多額の寄附に至るような悪質な勧誘事例の多くが有する必要性や切迫性の有無を規制対象とするか否かの判断の基準とする旨を的確に

表現する観点から、不可欠という文言を規定に入れることとしたものです。

必要不可欠の規定の趣旨については、法成立後、法律の解説においても明確にしていきたいと思います。

見直し規定についてお尋ねがありました。法律の見直しに当たっては、規定の施行の状況及び社会経済情勢の変化を勘案すべく、一定の法運用の実績を確保する必要があります。

このため、法施行後三年をめぐりとしての期間を置くのが相当と考え、このような見直し規定といたしましたが、これは、必要に応じて、それより早く見直しに着手することも考えられます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣河野太郎君登壇〕
○国務大臣河野太郎君 取消権の行使期間についてお尋ねがありました。

消費者契約法の改正法案において、靈感等の告知を用いた類型については、その取消権の時効期間を、追認することができるときから三年、契約のときから十年に延長し、新法案もこれと同様としています。

このうち、追認をすることができるときからの期間については、消費者庁の検討会において、靈感等による告知を用いた勧誘を受けた者が困惑状態から脱するには現行の一年では短いという趣旨の御指摘があったことを踏まえ、三年とするものです。

また、契約のときからの期間については、現行の五年から一定程度延長することが適当である一方で、寄附金が法人の様々な活動に供されることも想定され、契約や寄附に關し、法律関係を早期に安定させる必要性もあります。これらの事情を総合的に判断し、明確で理解しやすい期間として

十年とするものです。

このように、靈感等による告知を用いた勧誘については、他の類型より特に時効期間を延長しているところ、法律関係を早期に安定させる必要性もあることから、十年を超えて延長することは困難であると考えております。

法運用の解釈基準についてお尋ねがありました。新法案では、速やかに対策を講じる観点から、原則として施行時期の規定としては公布から二十日が経過した日とする一方、行政処分や刑事罰等は相当程度の周知期間を置いて施行する必要があるため、施行日は一年を超えない範囲内の政令で定める日としています。

民事ルールの規定についてはできるだけ早期に逐条解説などを準備するとともに、行政処分の判断基準等については、施行日も踏まえつつ、できる限り早期に適切な方法で基準を明確化し、新法が機能するようにしてまいります。

法人等に含まれる者の範囲についてお尋ねがありました。新法は、規制の対象を法人等としており、具体的な勧誘行為を行う者について、法人等の代表者、役員、使用人と明示して規定していないものの、これらの者が行った勧誘行為は法人等の代表者又は業務の補助者によるものとして法人等が行ったものと認められ、規制の対象となると考えております。

また、財産の移転先の名目を見かけ上幹部などにすれば規制対象にならないというわけではなく、法人等による寄附の勧誘と評価される場合には適用対象となると考えられます。

法人等が虚偽を述べるなどして寄附の勧誘をする場合が禁止行為に該当するのにかについてお尋ねがありました。

新法案四条では、消費者契約法上の不当な勧誘行為のうち、片務契約あるいは単独行為である寄附への適用が想定されるものを禁止行為として規定しています。議員御指摘の不実告知、不利益事実の不告知、加齢等による判断力の低下の不当な利用等については、いずれも事業者が提供する物品等が消費者契約の目的となるものであることが前提とされており、寄附への適用は想定されないものと考えております。

法人等が寄附の勧誘を行うに当たって、正体を隠していた場合や寄附される財産の使途について虚偽の内容を述べたような場合には、新法案三条三号の「寄附の勧誘を行う法人等を特定するに足る事項を明らかにするとともに、寄附される財産の使途について誤認させるおそれがないようにすること」という配慮義務に反することになると考えられます。

また、寄附の勧誘であることを告げずに退去困難な場所に同行し勧誘する場合には、四条三号の禁止行為に該当すると考えられます。

必要不可欠の言葉遣いについてお尋ねがありました。必要不可欠要件は、必ずしも必要不可欠という言葉そのままだと告げる必要はなく、勧誘行為全体としてそれと同等程度の必要性や切迫性が示されている場合には適用可能と考えており、多額の寄附に至るような悪質な勧誘事例の多くはそのような必要性や切迫性を有しているものと考えられます。

また、必要不可欠は、唯一の選択肢しか示さない場合のみということではなく、例えば、重要な不利益を回避するために、一千万円の献金、一千万円のつぼの購入、一千万円の教典の購入のいずれかが絶対に必要といった形で勧誘する場合にも該当し得るものと考えています。こうした趣旨に

令和四年十二月六日 衆議院會議録第十三号

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する大口善徳君の質疑

一〇

ついては、法成立後、法律の解説においても明確にしてまいります。

資金調達要求の禁止規定についてお尋ねがありました。

新法では、居住用不動産や個人等の生活の維持に欠くことのできない事業用資産について、法人等の側から、あえて寄附者に処分による換金という手間をかせさせて寄附するよう要求する行為を禁止しており、居住用不動産や事業用資産そのものを寄附するよう要求する行為は禁止しておりません。

居住用不動産や事業用資産そのものの寄附については、施設に入居した高齢者が居住用不動産を世話になった法人に寄附しようとするときなど、自発的な意思に基づいて行われるものが想定できないとは言えず、そのような寄附を求める行為も一律に禁止することは困難と考えます。

なお、家族も居住している不動産を寄附する場合、個人又はその配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにする配慮義務の対象となり得ると考えられます。

債権者代位権の実効性についてお尋ねがありました。

第三条が定める配慮義務に反する勧誘や、第五条に反する資金調達の要求によって寄附した場合でなくとも、他の原因により無資力に陥っている者が存在することは考えられるところ、債権者代位権が活用されるケースは一定程度存在すると考えております。

債権者代位権の適切な行使により被害回復を図ることができるようするための支援は重要と考えており、法テラスと関係機関が連携した相談体制の整備など、支援の在り方も検討してまいります。(拍手)

(議長退席、副議長着席)

○副議長(海江田万里君) 大口善徳君。

(大口善徳君登壇)

○大口善徳君 公明党の大口善徳です。

私は、ただいま議題となりました、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案及び法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案について、公明党を代表して質問いたします。(拍手)

世界平和統一家庭連合、旧統一教会に關して、過去数十年にわたり多くの被害が生じました。配偶者の入信をきっかけに高額の献金等により家族崩壊に至ったり、いわゆる宗教二世の方が生活に困窮して進学を断念し、あるいは心理的な虐待を受けるといった痛ましい現実も明らかになっています。こうした被害に現在も悩み苦しんでいる方々が大勢いらっしゃると思います。

被害者の方々を何としても救済したいとの思いから、我が党においても、消費者問題対策本部において、被害者を支援していただいている弁護士の方、また消費者庁の検討会の有識者の方々等と精力的に意見交換を重ねてまいりました。十月二十八日には、新たな法制度の整備を含め、靈感商法等による被害の救済及び防止に向けた提言として取りまとめ、政府に対して実効性のある対策を強く求めたところであります。

こうした中で、本年十月以降の真剣な九回に及ぶ与野党協議や幹事長会談での議論も踏まえ、今般、政府から、消費者契約法等の改正法案と新法、寄附不当勧誘防止法案が国会に提出されました。

被害者救済と被害の未然防止のためには、憲法を含む我が国の法体系の中で真に実効性のあるものでなければなりません。この観点から、以下、質問をいたします。

まず、我が党の提言には、現在被害に苦しんでいる方々の救済のために、総合法律支援体制、法テラスの充実強化を始め、旧統一教会をめぐるいわゆる宗教二世の方の生活支援や心身のケア等の支援、国民生活センターが行う紛争解決機能の拡充や強化、宗教法人法の質問権、報告徴収の適正な行使などを盛り込みました。

被害者が確実に救済されるようにすることが極めて重要であると考えますが、現在の被害者救済に向けた政府の取組について、総理に伺います。現在の消費者契約法には、靈感商法に係る取消権の規定があります。その要件が厳しく、また行使期間も短いため、現在問題となっている旧統一教会関連の寄附、献金に係る被害に十分に対処できないと指摘されています。こうした問題意識から、今般、消費者契約法の改正案と新法案が提出されました。

消費者契約法改正案は、靈感商法に係る取消権の対象範囲の拡大とその行使期間の延長を内容としています。また、新法案では、消費者契約法の対象とならない寄附を含めた寄附一般について、社会的に許容し難い悪質な勧誘行為を禁止し、寄附の取消しや違反行為に対する行政措置、刑事罰、子や配偶者等に生じた被害の救済の措置を盛り込んでいます。

これらの法案により、被害者救済や被害の未然防止が十分に図られるのか、改めて、改正法案と新法案の意義について、総理に伺います。

次に、新法案の各条文について伺います。

まず、第三条では、旧統一教会の問題を踏まえ、寄附の勧誘を行うに当たった際の配慮義務が規定されています。その第一号は、いわゆるマイン

ドコントロール下での被害実態に対応するため、寄附の勧誘に当たって、個人の自由な意思を抑圧し、その勧誘を受ける個人が寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状況に陥ることがないように配慮しなければならないと規定しています。

この規定を含む第三条各号の規定は、法人等の勧誘によってもたらされる結果としての個人の状態に着目したものとなっており、旧統一教会の事例に即して、被害者救済や被害防止の実効性を高めるためにかなり工夫されたものと考えています。さらに、第四条について伺います。禁止される寄附の不当な勧誘行為のうち、靈感商法に係る勧誘行為について、同条六号では、不安をあおり、又は不安を抱えていることに乗じて、重大な不利益を回避するために当該寄附をすることが必要不可欠である旨を告げて困惑させる行為が禁止行為とされています。

この規定の必要不可欠の文言について要件が狭過ぎるとの批判がありますが、必要不可欠について、解釈上どのような事例まで含まれると考えればよいのか、また、不安を抱えていることに乗じて困惑させるの定義について、救済の実効性の観点から、総理の御所見を伺います。

また、旧統一教会に関する被害事例では、借金をさせ、家や土地を処分させるなどの事例が報告されています。この点を捉えて、寄附の上限規制の目安が必要との主張もされています。他方、年収等に応じて上限の目安を設ける場合、法人等から年収に関する情報の提供を求められるなど、悪用による更なる被害の増大が懸念されます。

そこで、第五条は、借入れや、居住用の建物、敷地や生活の維持に欠くことができない事業用の

資産の処分による資金調達の要求を禁止することによって、実質的に上限規制を設ける機能を果たしています。また、行為規範として明確であり、裁判実務上立証しやすいと考えますが、この点について、総理の御所見を伺います。

次に、第六条及び第七条は、禁止される寄附の勧誘行為を行う法人等に対する報告徴収、勧告、命令、公表の行政措置や刑事罰の規定です。行政措置や刑事罰等は、取消しという民事上の効果とは異なり、強い制裁及びそれに至る手続となります。そのため、新法案では、その対象となる行為に関し、悪質な禁止行為が繰り返し行われる場合に限定されています。

第六条では、禁止行為規制の施行に関し特に必要と認められるときは、その必要の限度において報告を求めることができると規定されていますが、具体的にどのような場合を想定しているのか。

また、第七条では、不特定又は多数の個人に対して禁止行為に違反する行為をしていると認められる場合において、引き続き当該行為をするおそれがあるときと認めるときに勧告することができると規定されていますが、具体的にどのような場合か、併せて総理に伺います。

また、第十条は、子や配偶者の救済のために、債権者地位の特例を定めています。親子の関係では、債権者地位権を行使することによって、不当な寄附の勧誘行為により親が寄附して生活が困窮した場合に、子供が持つ扶養を求める権利等に基づいて、その権利の保全に必要な範囲で親に代わって寄附を取り消し、取り戻すことができま

す。また、親が行った寄附の取消しについては、親本人の自己決定権や財産権への配慮も必要となります。

新法案は、現在の法律では認められていない、

将来にわたる債権についても保全の対象とし、供託させることを特例的に認めるものであります。憲法との関係も含め、この措置の実効性について、総理の御所見を伺います。

旧統一教会に関し、大変痛ましい被害が長期間にわたり継続して発生してきました。このような被害を二度と繰り返さないためにも、被害者救済、被害の未然防止のための実効性のある法案の速やかな成立が不可欠であり、立法府にある私たちの責務でございます。

最後に、改正法案及び新法案に込められた総理の思いと、各法案の早期成立に向けた総理の御決意を伺い、質問を終わります。

御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 大口善徳議員にお答えいたします。

旧統一教会問題における被害者救済に向けた政府の取組についてお尋ねがありました。

政府は、旧統一教会問題に関し、相談体制の強化等による被害者の救済、宗教法人法に基づく報告徴収、質問権の行使等を通じた事実把握、実態解明、今後同様の被害を生じさせないための法制度の見直し、この三つの対策を並行して進めています。

このうち、相談体制の強化等については、先般、関係省庁において総合的な方策を取りまとめ、法テラスにおける対応窓口や心理専門職を配置した対応部署の新設などの抜本的な充実強化、国民生活センターにおける裁判外紛争解決手続の充実などの消費生活相談等の強化、そして市町村や児童相談所における虐待対応に関するＱＡアンドＡの作成などの宗教二世も念頭に置いた救済や支援の充実、これらの諸施策を盛り込み、関係機関で連携して取り組んでいくこととしております。

また、文化庁においては、宗教法人法に基づき、宗教法人審議会に諮問した上で、旧統一教会に対し報告徴収、質問権を行使したところで、政府としては、こうした取組を通じ、引き続き、被害者の救済に万全を尽くしてまいります。

改正法案と新法案の意義についてお尋ねがありました。

消費者契約法の改正法案は、旧統一教会問題等のいわゆる霊感商法や契約に当たる寄附について、取消権の対象範囲の拡大や取消権の行使期間の伸長等の措置を講じ、被害防止及び救済の可能性を高めます。あわせて、国民生活センター法の改正により、ＡＤＲの活用促進を図ります。

また、新法案では、現行の日本の法体系の中で許される限り最大限実効的な法案とすべく、消費者契約に当たらない寄附も含め、社会的に許容し難い悪質な寄附の勧誘行為を禁止し、これに対する勧告、命令等の行政措置を導入するとともに、不適切な勧誘行為を受け、困惑した中で行われた寄附の意思表示については瑕疵があることから、取消しを認める制度としています。さらに、寄附の勧誘に当たつての配慮義務を定め、これに反するような不当な寄附勧誘が行われた場合、民法上の不法行為認定やそれに基づく損害賠償請求の容易化を図ります。

この二法案により、これまで救済できなかった被害をより幅広く救済でき、また、将来に向けて、被害の防止にも役立つと考えております。

配慮義務についてお尋ねがありました。

新法案では、旧統一教会の被害事例で明らかになった多様な手口も踏まえ、一定の寄附勧誘行為を禁止行為と規定することに加え、勧誘を受ける側が、いわゆるマインドコントロールで適切な判断をすることが困難な状況に陥る、過大な寄附により生活の維持が困難となる、法人の正体や寄附

の用途を誤認するといった結果に陥る寄附勧誘行為を行わないよう、包括的な配慮義務の規定を置いたものです。

より幅広い行為を捉えることができる配慮義務を措置することで、これに反するような不当な寄附勧誘が行われた場合、民法上の不法行為の認定やそれに基づく損害賠償請求が容易となり、禁止行為や取消権等の規定と相まって、被害救済の実効性が高まるものと考えております。

新法案の禁止規定の文言についてお尋ねがありました。

まず、必要不可欠要件は、必ずしも必要不可欠という言葉そのままする必要はなく、勧誘行為全体としてそれと同等程度の必要性や切迫性が示されている場合には適用可能と考えております。多額の寄附に至るような悪質な勧誘事例の多くはそのような必要性や切迫性を有しているものと考えられることから、政府案で十分実効的に対応できるものと考えています。

不安を抱えていることに乗じるの要件については、不安を抱えているという本人の精神的な状態に乘じ、霊感等の知見を示しつつ勧誘を行い、それにより困惑させて寄附の意思表示をさせた場合が対象となります。これにより、新たな寄附を勧誘するたびに不安をおおる行為がなくても取消しを可能にするものであります。

困惑とは、困り戸惑い、どうしてよいかわからなくなるような精神的に自由な判断ができない状況をいい、畏怖を含む広い概念です。

これらの考え方に照らせば、いわゆるマインドコントロールによる寄附については、多くの場合、不安を抱えていることに乗じて勧誘されたものと言え、消費者契約法の改正法案と新法案による取消権の対象となると考えられます。また、取消権の対象とは明確に言えない場合についても、

令和四年十二月六日 衆議院会議録第十三号

今回措置する配慮義務規定に抵触し、民法上の不法行為認定に基づく損害賠償請求により、被害救済に対応できると考えております。

寄附の上限規制についてお尋ねがありました。年収等に応じた寄附の目安を設ける、又は一律の金額を決めて上限規制を設けることについては、御指摘のように、寄附を勧誘する法人等が寄附者の所得を把握する口実に使われるなど、悪用されるリスクがあります。

新法案では、借入れによる資金調達要求や、居住用の建物、敷地、生活の維持に不可欠な事業用資産の処分による資金調達の要求の禁止という形で、明確に寄附を勧誘する側の行為規範を設定しました。これにより、裁判上立証しやすいと同時に、実質的に上限を設ける考え方としております。

また、新法案では、この禁止規定と併せ、配慮義務規定で、寄附者とその家族の生活の維持を困難とすることがないようにすることを求めています。双方の規定で過度な寄附の要求がなされないようになると考えております。

報告徴収、勧告、命令についてお尋ねがありました。

報告徴収、勧告、命令に関しては、同法案が、多くの法人等に影響が及び、かつ、寄附の性質が無償で財産に関する権利を移転させる行為等が中心であることを踏まえると、その要件は一定の厳格性が必要と考えております。

第六条の報告徴収の要件である、特別に必要があるときについては、例えば、禁止行為が不特定又は多数の者に対して繰り返し組織的に行われており、社会的な影響が大きいと考えられる場合が想定されます。

また、勧告、命令については、報告徴収によって明らかになった組織性、悪質性に加え、禁止行為が将来にわたって継続する蓋然性が高い場合が想定されます。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する田中健君の質疑

これらの行政措置により、より実効的に寄附勧誘の適正化が図られるものと考えております。

債権者代位権の特例についてお尋ねがありました。債権者代位権は、自らの権利を保全するために必要な範囲で他者の権利を行使することを認める制度であり、新法案においてこれを活用しやすくすることで、個人の財産権を侵害せず、今後発生する債権も含めて、家族らの被害救済につなげることができると考えております。

また、債権者代位権の適切な行使により被害回復等を図ることができるようになるための支援も重要であると考えており、法テラスと関係機関が連携した相談体制の整備を進めるほか、このための支援の在り方も措置しております。

他方、これらを超えて、家族を含めた第三者が幅広く、本人の意に反して、又は本人の同意なく、本人の行った契約や意思表示の取消しができるとすることは、個人の財産権の侵害の観点から、現行の我が国の法体系上は困難であると考えております。

法案の成立に向けての決意についてお尋ねがありました。改正法案と新法案では、現在の我が国の法体系の中で許される限り最大限実効的な法案とすべく、禁止行為、取消権、配慮義務、行政措置や刑事罰など、様々な規定を組み合わせる立法作業を行いました。

両法案は実効的なものとなったと考えておりますが、政府としては、改正法案及び新法案の国会審議において、法案の趣旨や目的について説明を尽くし、与野党の意見も伺いつつ、早期の成立に向け、引き続き全力で取り組んでまいります。

(拍手)

○副議長(海江田万里君) 田中健君。

(田中健君登壇)

○田中健君 国民民主党の田中健です。

私は、国民民主党を代表しまして、ただいま上程されました、法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案、消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法改正法案について質問します。(拍手)

今年七月に起きた安倍晋三元首相の銃撃事件。その後、旧統一教会の問題が明らかになる中、主に二つの論点に焦点が当たりました。一つは、献金被害に遭った人をどう救済するか、もう一つは、旧統一教会という宗教法人を解散させるべきかという議論です。これらの問題をどう解決できるのか、質疑をいたします。

まず、寄附の勧誘についてお尋ねします。

新法の枠組みが分かりづらくなっているのが、配慮義務という言葉です。寄附に関して、配慮義務という大枠の中に特に悪質である禁止行為を定め、違反をした場合の罰則規定を設けたと理解をしておりますが、そもそも、配慮義務の内容自体も何ってはいけないことであります。だからこそ、今回、民法による不法行為の認定の容易化を定め、被害防止をうたっているのではないのでしょうか。

参考にした公益法人法第十七条は、同様の内容で禁止行為と位置づけられています。配慮したからと言って逃げられることのないように、しっかりと禁止行為と分かるようにすべきではないかと考えます。

配慮義務の考え方、そして禁止行為と定めなかった理由を総理に伺います。家族の救済についてお尋ねします。

献金をどう扱うかは、自分の財産の使い道は自分で決めるという基本的な財産権との衝突をどう回避していくかが大きな問題です。その中で、親の過度な献金によって修学旅行に行けない、奨学金まで献金され進学が道が閉ざされるなど、子供たちの不利益を確実に救済しなくてはなりません。

今回の新法では、第三条の中で、配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることのないようにという配慮義務が定められていますが、これはどこまでを指すのでしょうか。

また、債権者代位権の特例が設けられ、家族による寄附の取消権行使が可能になることは評価をいたしますが、この実効性が問われています。担保を確保するために、保全すべき子供の養育のための必要経費として、何歳までに幾らの基準を詰めておく必要があると考えます。

養育費算定基準などを活用し、債権者代位制度の実効性をまず検証した上で基準策定を進め、宗教二世の立場に立つて、でき得る限り十分な救済可能性を確保することを求めます。総理の見解を伺います。

被害者支援についてお尋ねします。

被害回復のために、法テラスと関係機関、関係団体等の連携による利用しやすい相談体制の整備等、必要な支援に備える必要がありますが、これまでその役目が果たしてきたとは言えません。

旧統一教会でいえば、人権問題、虐待問題、消費者問題や経済問題と、様々な課題が混在をしております。法務省が中心となっていくとのことですが、省庁を横断した連絡会議をつくるなど、具体的な取組をどのように進めていくのか、法務大臣に伺います。

あわせて、法律相談にとどまらず、脱会ケアとして、心理相談や社会復帰施設のカウンセリング

等、幅広い支援も必要と考えますが、総理の見解を伺います。

宗教法人法との関係についてお尋ねします。

宗教法人法は、規制するというよりも信仰の自由を守るものといった考えがありますが、正体隠しや身分を偽ったの伝道などは、むしろ、個人の信教の自由を害する行為と言えます。

総理は、寄附の勧誘を行う法人等を特定できる事項を明らかにすることを配慮義務として定めることにより、これに反する行為があった場合に、不法行為に基づく損害賠償請求による救済が容易になると考えます。よって、正体を隠すということとはこれに反することになると予算委員会ですべ

られました。そうであるなら、新法案第三条に違反した場合には、宗教法人法八十一条一項一号の法令に違反に当たり、同法の解散命令の対象になり得るということでのよいのか、総理、明確に答弁を願います。

さらに、法人等が寄附の勧誘に際して、個人に対して念書を作成させ、あるいはビデオ撮影をしているということ自体が法人等の勧誘の違法性を基礎づける要素の一つとなると総理は述べられています。これは、宗教法人法八十一条一項二号の宗教団体の目的を著しく逸脱した行為に当たるのではないのでしょうか。つまり、これらの行為も同法の解散命令の対象になり得るということでのよいのか、総理、明確に答弁を願いたいと思います。

また、新法では、内閣総理大臣が第四条、第五条の規定に違反した団体に報告、勧告、命令、そして刑事罰までの権限が与えられ、行政権だけでの判断が可能となります。今法案は宗教法人だけではなく全ての法人への適用ではありますが、宗教法人法のように司法の判断が入らないことになった経緯とその理由を総理に伺いたいと思います。

令和四年十二月六日 衆議院会議録第十三号

最後に、そもそも、三十年來政治が放置してきたとも言える旧統一教会の問題をこの臨時国会の短い期間で解決することに無理があったということとは事実ではないでしょうか。

今後、宗教法人法の改正による献金規制の在り方、また、カルト対策の本質的な議論が必要になってくると思いますが、総理の決意を伺い、質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 田中健議員の御質問にお答えいたします。

配慮義務の考え方と禁止行為と定めなかった理由についてお尋ねがありました。

禁止行為は、法人等がどのような行為をしてはならないかを的確に認識できるよう、その類型及び要件をできる限り客観的で明確なものとして規定するべきであると考えられます。

一方、配慮義務については、適切な判断をすることが困難な状態等、勧誘によってもたらされる結果としての個人の状態を規定しています。これは、いかなる行為によるものであったとしても、寄附勧誘の際にはそのような結果をもたらさないようにすべきという規範を示すものであり、禁止行為とする場合よりも、こうした結果を招く、より幅広い行為を捉えることができるため、民法上の不法行為認定及びそれに基づく損害賠償請求を容易とする効果が高いと考えています。

配慮義務の考え方と債権者代位権についてお尋ねがありました。

第三条第二号に定める、配偶者若しくは親族の生活の維持を困難にすることがないようにする配慮義務は、旧統一教会問題において、寄附者本人だけでなくその家族も生活上困難に直面された実態があったことを踏まえ、寄附者本人だけではな

く配偶者と寄附者本人に対して、民法で定める扶養請求権を有する直系血族及び兄弟姉妹等を対象として、法人等に配慮義務を課すものです。

また、養育費の算定や養育期間の終わりがいつかといった問題は、家庭裁判所において判断がされる際の参考とされる考え方がある一方、実際の算定については個別の事情による判断となるため、宗教二世の立場に立つて、できる限り救済可能性を確保すべく、法テラスと関係機関等が連携した相談等の充実に取り組んでまいりたいと思います。

そして、旧統一教会問題に関する幅広い支援の必要性についてお尋ねがありました。

関係省庁において、先般、相談体制の強化等について総合的な方策を取りまとめ、法テラスについては、対応窓口や心理専門職を配置した対応部署の新設など、抜本的な充実強化を図ることとしております。

このほか、総合的な方策では、生活困窮者の自立支援や子供の心のケアなど幅広い支援を行うこととしており、法テラスと関係機関、団体等が連携して、被害者の多様かつ複合的なニーズに応じて、実効的な救済につなげてまいりたいと思います。

そして、法案第三条の配慮義務に違反した場合や法人等が個人に対する念書の作成やビデオ撮影を行った場合について、宗教法人法に基づく解散命令請求の対象になるのかについてお尋ねがありました。

個別の宗教法人について解散命令請求を検討するに当たっては、所轄庁において把握した事実関係を踏まえ、宗教法人法に基づき、行為の組織性、悪質性、継続性等をその個別事案に応じて判断していくこととなります。

そして、新法案の行政措置の判断権限についてお尋ねがありました。

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する田中健君の質疑

お尋ねがありました。

宗教法人法においては、法人格を喪失させるという強い効力を持つ措置を講ずる一方、信教の自由に配慮する必要があることを踏まえ、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められることなどの厳格な要件に加え、裁判所が解散命令を行う旨を規定しています。

これに対して、新法では、第四条及び第五条の禁止行為の実効性を担保するため、行政庁による報告徴収、勧告及び措置命令について規定を設けていますが、これらの行政措置は、法人格を喪失させる解散命令のような強い効力を有するものではないことから、行政だけで判断することとしております。

そして、宗教法人法の改正やカルト対策についてお尋ねがありました。

政府としては、旧統一教会問題に関し、宗教法人法に基づく報告徴収、質問権の行使等を通じて事実把握、実態解明、相談体制の強化による被害者の救済、今後同様の被害を生じさせないための法制度の整備、この三つの対策を並行して進めています。

今般、消費者契約法の改正案に加え、被害者救済のための新法を国会に提出し、御審議いただきます。

御指摘の宗教法人法の改正やカルト対策については、まず、この新法を含めて、これらの対応に万全を期すべく取り組み、その上で議論されるべき課題であると考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁をさせます。(拍手)

(国務大臣齋藤健君登壇)

○国務大臣 齋藤健君 田中健議員にお答え申し上げます。

関係省庁連絡会議の取組についてお尋ねがあり

ました。

旧統一教会問題につきましては、総理大臣の指示の下、本年八月、悪徳商法等の不法行為の相談、被害者の救済を目的として関係省庁連絡会議が設置され、法務省のほか、警察庁、消費者庁、厚生労働省、文部科学省などを構成員といたしまして、関係機関等が緊密に連携しつつ、様々な課題について相談対応などを行ってきたところでございます。

先般、十一月十日に開催された第三回会議においては、合同電話相談窓口の相談状況等を踏まえまして、被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策を確認し、申合せを行いました。

これによりまして、合同電話相談窓口の機能や知見は法テラスにおいて設置した相談窓口に承継されましたが、他の関係各機関においても引き続き被害者の救済に向けた様々な取組を行っていくことから、関係省庁連絡会議においては、法テラスと関係各機関との相互の連携についても強力に推進してまいります。(拍手)

○副議長(海江田万里君) 宮本徹君。

(宮本徹君登壇)

○宮本徹君 日本共産党を代表して、寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案について質問いたします。(拍手)

今必要なことは、統一協会によるこれまでの被害者を救済し、新たな被害を防止することです。統一協会は、数十年にわたり、違法な霊感商法、高額献金で国民の財産を奪奪し、被害を広げてきました。統一協会のイベントに参加し、祝電を送り、広告塔の役割を果たしてきた政治家の責任は重大であります。統一協会と政治の癒着の中で、解散命令請求も行わず、被害を防ぐ有効な手

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する宮本徹君の質疑

だてを取ってこなかった政府の責任もまた重大ではありませんか。

本法案は、これまでの被害を直接救済するものではありません。被害者救済への国の責任を果たすべきではありませんか。

本法案の最大の弱点は、統一協会の被害実態に即した規制となっていない点です。

統一協会は、宗教勧誘であることも、入信後、高額献金を求めることも秘匿して、数か月かけ、正体隠しの伝道、教化システムによって教義を植え付けます。信者は、自由意思に基づかないで統一協会の教義に帰依させられ、自由な意思決定ができない状態にされます。そして、統一協会は、教義の実践として献金などをさせます。

本法案は、寄附の勧誘をするに際し、不利益を回避するためには当該寄附をすることが必要不可欠であることを告げ、困惑させてはならないとしています。しかし、寄附の時点だけを見れば、信者は、困り戸惑うことなく、違法に植え付けられた教義への確信、使命感から進んで寄附を行っているように見えるケースが多くあります。

河野大臣は、義務感、使命感に駆られている状況を全て困惑と言っていると思うと答弁されています。統一協会の献金被害の多くが取消しの対象から外れるのはありませんか。法案を修正して、困惑類型とは異なる、統一協会の被害の実態に即した規制を設けるべきであります。

総理は、答弁で、入信当初に不安をおられる等で困惑し、その後は自分が困惑しているか判断できない状態で献金を行ったとしても、その状態から脱した後に取消権を行使することが可能な場合があると述べています。どういう場合が可能で、どういう場合が不可能なのか。四条六号は行政措置の対象ですから、判断基準を責任を持って示していただきたいと思えます。

入信当初に不安をおられて困惑しても、その際に寄附が必要不可欠との勧誘がなく、入信当初と寄附の勧誘に大きなタイムラグがあり、寄附の勧誘の際には、既に教義に基づく確信で、使命感で進んで献金しているように見える状況の場合、四条六号の取消しの対象とは読めないのではありませんか。

この法案では、統一協会は、最初の入信のときには寄附を求めている、寄附の勧誘の際には困惑していない、必要不可欠とは告げていないなどと反論するでしょう。取消しの対象となるか、最終的に判断するのは司法です。条文は明確でなければなりません。総理は、法案が成立した際には条文の解釈の明文化を図ると答弁されていますが、明文化できる解釈なら、今修正して条文化すべきではありませんか。

法人等への配慮義務として、寄附の勧誘が個人の自由な意思を抑制し、寄附をするか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることを課しますが、この規定では、入信当初と寄附の勧誘にタイムラグがあり、寄附の勧誘の際には、教義に基づく確信で、使命感で進んで献金しているように見える場合、配慮義務の対象にならないのではありませんか。

被害防止の実効性を高めるために、文言を修正するとともに、配慮義務規定全体を禁止規定とし、報告徴収、勧告、公表等の行政措置及び取消しの対象とすべきではありませんか。

次に、子や配偶者など被害者家族の救済です。法案では、債権者代位権の特例を設けますが、扶養義務の範囲では取り戻せる範囲は余りに狭く、無資力要件があるため、取り戻せるケースは極めて限定的であります。新法が成立した場合、一年をめどに、債権者代位権の活用について速やかな検証と法の見直しが必要ではありませんか。

さらに、禁止される、寄附のための資金調達要求について、生命保険の解約など、生活の維持に重要な財産に広げるべきであります。

また、取消権の行使期間についても、マインドコントロールを脱するのに時間がかかることを考慮し、民法に準じて、寄附したときから二十年とすべきではありませんか。

解散命令請求について伺います。

政府は質問権を行使していますが、統一協会の側が違法行為を裏づける新たな事実を答えないことも想定されます。その場合でも、これまでの判決などで統一協会の法令違反の組織性、悪質性、継続性は明らかであり、速やかに解散命令請求に踏み切るべきではありませんか。

総理に残されている最大の宿題の一つが、自民党と統一協会の癒着の解明、癒着の一端であります。

自民党の点検では、隠されていた国会議員と統一協会との関係が今国会の中でも次々と明るみになつてまいりました。地方議員については、更に深刻な状況が広がっております。今後一切関係を絶つという総理の方針は徹底されておられません。自民党として責任を持った調査を国会議員、地方議員問わず行うべきではありませんか。

以上、指摘し、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣岸田文雄君登壇)

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 宮本徹議員の御質問にお答えいたします。

旧統一教会問題の被害者救済への国の責任についてお尋ねがありました。政府として、旧統一教会による霊感商法や高額献金による被害者の方々が存在するということを深刻に受け止めております。だからこそ、政府として、旧統一教会問題に関し、宗教法人法に基づく報告徴収、質問権の行使

等を通じた事実把握、実態解明、相談体制の強化等による被害者の救済、今後同様の被害を生じさせないための法制度の見直し、この三つの対策を国として責任を持って進めてまいります。

統一教会の献金被害の実態に即した規制についてお尋ねがありました。

いわゆるマインドコントロールによる寄附については、多くの場合、不安を抱えていることに乗じて勧誘されたものと言え、新法案による取消権の対象となると考えられます。また、寄附当時は自分が困惑しているか判断できない状態であったとしても、脱会した後に冷静になって考えたと、当時、不安に乗じられて困惑して寄附をしたというのであれば、そのような主張、立証を行って、取消権を行使することが可能であると考えられます。

また、取消権の対象とは明確に言えない場合についても、今回措置する配慮義務規定に抵触し、民法上の不法行為認定に基づく損害賠償請求により、被害救済に対応できると考えております。

取消権及び第四条第六号の禁止行為の対象となると判断される基準についてお尋ねがありました。

御指摘のような事案では、事後的に寄附当時困惑していたと考え、その寄附が、不安を伴っており、又は不安に乘じ、重大な不利益の回避のために寄附が必要不可欠である旨告げるといふ不当な寄附の勧誘行為によるものであることが、勧誘者の持参した資料や当時の記録、本人や周囲の供述等により総合的に認められる場合に、取消権や禁止行為の対象となります。

入信当初と寄附の勧誘にタイムラグがある場合等の取消権の取扱いについてお尋ねがありました。

御指摘のような場合でも、入信前後から寄附に

至るまでが一連の寄附勧誘であると判断でき、また、事後的に寄附当時困惑していたと考えた場合には、取消権の対象になると考えています。

また、入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附勧誘と判断できない場合であっても、入信時に抱かされた不安が継続している場合には、法人等がこれに乗じて寄附の勧誘をすれば、新法案の第四条第六号の不安を抱えていることに乗じての要件を満たすことから、取消権の適用対象になると考えています。

条文の解釈の明確化についてお尋ねがありました。

新法では、行政としての姿勢を示す観点から、法人等の行為の類型を可能な限り客観的で明確なものとして規定するなど、可能な限り要件が明確となるよう条文化を進めてまいりました。

法律の解釈についてその全てを条文化することは困難ですが、法案が成立した際には、個別の事例に即して条文の適用可能性を示し、法律の周知を図り、その適切な活用を促進してまいります。

配慮義務についてお尋ねがありました。

御指摘のような、入信当初と寄附の勧誘にタイムラグがある場合であっても、入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附勧誘であると判断できる場合には、配慮義務規定の対象となります。

また、入信前後から寄附に至るまでが一連の寄附勧誘であると判断できない場合であっても、入信時に、寄附に関する適切な判断が困難な状況に陥っている個人に対し更に行われる寄附の勧誘については、より一層、個人の自由意思を抑圧する行為と言え、配慮義務規定の対象になると考えられます。

配慮義務規定全体を禁止規定とすべきとの御指摘ですが、禁止行為は、法人等がどのような行為をしてはならないかの確に認識できるよう、その

類型及び要件を可能な限り客観的で明確なものとして規定すべきと考えられます。

一方、配慮義務については、適切な判断をすることが困難な状態等、勧誘によってもたらされる結果としての個人の状態を規定しています。これは、いかなる行為によるものであったとしても、寄附勧誘の際にはそのような結果をもたらさないようにすべきという規範を示すものであり、禁止行為とする場合よりも、こうした結果を招く、より幅広い行為を捉えることができるため、民法上の不法行為認定及びそれに基づく損害賠償請求を容易にする効果が高いと考えております。

債権者代位権についてはお尋ねがありました。債権者代位権は、債権者が自らの権利を守るために必要な範囲で債務者の有する第三者への債権を行使できるようにする制度です。この制度は、本人が無資力であることが前提となりますが、今回の新法では、将来の債権の保全を可能とするなど、制度を活用しやすくなることで、家族らの被害救済につながると考えております。

また、家族の住居や生活維持のために欠くことのできない事業用資産を処分して寄附資金を調達することを求める行為を禁止するとともに、寄附勧誘に当たって、寄附者やその配偶者、扶養家族の生活の維持を困難にすることがないようにすることを配慮義務として規定しています。

これらの禁止規定や配慮義務の規定により、家族自身に対する民法上の不法行為の認定やそれに基づく損害賠償請求が容易となり、被害救済の実効性も高まることができると考えております。

こうした債権者代位権の適切な行使や損害賠償請求などを通じ被害回復を図ることができるよう、法テラスと関係機関が連携した相談体制の整備や訴訟費用の支援なども進めてまいります。

なお、債権者代位権の特例に関する規定については、他の規定と同様、規定の施行の状況及び社会経済状況の変化を勘案し、適切に見直してまいります。

そして、寄附のための資金調達要求及び取消権の行使期間についてお尋ねがありました。

御指摘の生命保険については、それが現在の生活の維持に重要な財産である場合には、その解約による寄附を勧誘することは個人や家族の生活の維持を困難にすることがないよう配慮する義務に抵触すると考えられます。このため、こうした寄附勧誘があつた場合には、民法上の不法行為認定及びそれに基づく損害賠償請求が可能であると考えられます。

一方で、現住居の不動産等とは異なり、現在の生活の維持に重要でない場合も想定されることから、その解約による寄附資金の調達の禁止までは定めなかったものであります。

また、取消権の行使期間については、民法よりも取消し対象が広がることとの比較考量で短くなる一方で、権利を適切に行使することができない状態から脱するために相応の期間を要する事例があることを踏まえ、寄附の意思表示をしたときから十年間とするなど、いわゆるマインドコントロール以外の類型の取消権の行使期間よりも長い期間を設定することとしております。

そして、解散命令請求についてお尋ねがありました。

旧統一教会については、御指摘の解散命令の請求の適否を判断するためにも、まずは報告徴収、質問権を行使するとともに、弁護士等の団体等からの情報も得て、旧統一教会の業務等に関して具体的な証拠や資料などを伴う客観的な事実を明らかにし、法律にのっとり、必要な対応を行ってまいります。

このため、十一月二十二日に所轄庁たる文部科学大臣が宗教法人法に基づき報告徴収、質問権を行使したところであり、今後もスピード感を持って適切に対応するものと考えております。

そして、旧統一教会との関係の調査についてお尋ねがありました。

閣僚を含む多くの議員が、社会的に問題がある旧統一教会、その関係団体と接点を有していたことが明らかに、国民の皆様の政治への信頼を傷つけたことを率直におわび申し上げます。

自民党においては、各議員それぞれが、旧統一教会との過去の関係を八項目に分けて詳細に点検、報告し、新たな接点が判明した場合には、その都度、追加的に報告、説明を行い、今後は関係を持たないことを徹底することを方針としております。

大切なことは、未来に向かって関係を絶つこととあります。自民党においては、旧統一教会及び関係団体と一切関係を持たない方針であることを踏まえ、既にガバナンスコードを改定し、対応方針について党所属全国会議員及び全国都道府県連に対して通知をしたところであり、これを徹底してまいりたいと考えております。(拍手)

○副議長(海江田万里君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(海江田万里君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時二十分散会

出席閣務大臣

内閣総理大臣 岸田 文雄君
法務大臣 齋藤 健君

国務大臣 河野 太郎君
出席内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 木原 誠二君
内閣府副大臣 大串 正樹君

○議長(報告)

(議決通知)

一、去る十一月二十九日、本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会平成三十年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

日本放送協会令和元年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書

(通知書受領)

一、去る二日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

令和四年度一般会計補正予算(第2号)

令和四年度特別会計補正予算(特第2号)

一、去る二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律

地方交付税法の一部を改正する法律

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の

一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二日、内閣を経由して総務大臣松本剛明君から、次の報告書を受領した。

放送法第七十二条第二項の規定に基づく日本放送協会令和三年度業務報告書及び同報告書に付する総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一月二十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

井原 巧君

石井 拓君

おおつき紅葉君

馬場 雄基君

佐々木 紀君

谷川 とむ君

新谷 正義君

上田 英俊君

中司 宏君

沢田 良君

馬場 雄基君

渡辺 創君

石井 拓君

井原 巧君

上田 英俊君

新谷 正義君

谷川 とむ君

佐々木 紀君

渡辺 創君

おおつき紅葉君

沢田 良君

中司 宏君

文部科学委員

辞任

補欠

上杉謙太郎君

本田 太郎君

鈴木 貴子君

五十嵐 清君

中曽根康隆君

平沼正二郎君

丹羽 秀樹君

土田 慎君

古川 直季君

長谷川淳二君

三谷 英弘君

松本 尚君

吉川 元君

山井 和則君

西岡 秀子君

長友 慎治君

宮本 岳志君

本村 伸子君

厚生労働委員

辞任

補欠

柿沢 未途君

中川 郁子君

堀内 詔子君

神田 潤一君

牧原 秀樹君

中曽根康隆君

西村智奈美君

吉田はるみ君

神田 潤一君

堀内 詔子君

中川 郁子君

柿沢 未途君

中曽根康隆君

牧原 秀樹君

吉田はるみ君

西村智奈美君

石破 茂君

八木 哲也君

三谷 英弘君

國場幸之助君

山本 有二郎君

青山 周平君

源馬謙太郎君

山岸 一生君

藤岡 隆雄君

末松 義規君

本庄 知史君

山井 和則君

吉田はるみ君

米山 隆一君

庄子 賢一君

吉田 宣弘君

緒方林太郎君

仁木 博文君

大石あきこ君

柳瀬 万里君

米山 隆一君

山田 勝彦君

青山 周平君

山本 有二郎君

國場幸之助君

三谷 英弘君

八木 哲也君 石破 茂君 末松 義規君 藤岡 隆雄君 山岸 一生君 源馬謙太郎君 山田 勝彦君 吉田はるみ君 山井 和則君 本庄 知史君 吉田 宣弘君 庄子 賢一君 仁木 博文君 緒方林太郎君 柳瀬 万里君 大石あきこ君	平沼正二郎君 細野 豪志君 小山 展弘君 篠原 孝君	地方交付税法の一部を改正する法律案 国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部を改正する法律案	株式会社民間資金等活用事業推進機構に関する質問主意書(阿部司君提出) リンの過剰摂取を防ぐための食品表示法等改正に関する質問主意書(井坂信彦君提出) 多国籍企業の租税回避防止のための方策に関する質問主意書(井坂信彦君提出) 不育症検査・治療の保険適用に関する質問主意書(井坂信彦君提出)
議院運営委員 補欠 穂坂 泰君 小寺 裕雄君 梅谷 守君 森田 俊和君 小寺 裕雄君 穂坂 泰君 森田 俊和君 梅谷 守君	法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律案 一、去る二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 日本放送協会令和三年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書並びに監査委員会及び会計監査人の意見書	令和四年度一般会計補正予算(特第2号) 令和四年度一般会計補正予算(特第2号) 令和四年度特別会計補正予算(特第2号) 令和四年度特別会計補正予算(特第2号)	一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 オンラインカジノ対策に関する質問主意書(櫻井周君提出) 国際的な人権侵害への対処に関する質問主意書(櫻井周君提出) 国保加入者の休業時所得保障としての出産一時金、傷病手当金等の支給に関する質問主意書(阿部知子君提出)
一、去る二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 議院運営委員 補欠 浅野 哲君 鈴木 敦君 鈴木 敦君 浅野 哲君	一、去る二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 令和四年度における外国為替資金特別会計からの繰入れの特別措置に関する法律案	一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 令和四年度一般会計補正予算(特第2号) 令和四年度一般会計補正予算(特第2号)	一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 オンライン資格確認の導入の義務化、健康保険証の廃止等に関する質問主意書(神津たけし君提出) 特定複合観光施設の区域整備計画の審査の進捗状況に関する質問主意書(櫻井周君提出) 小規模零細事業者の悪質業者からの保護に関する質問主意書(櫻井周君提出) コロナ禍で疲弊する看護職員の処遇改善の取組に関する質問主意書(青山大人君提出) コロナ禍で疲弊する看護職員の人材確保等に向けた働きやすい環境作りに関する質問主意書(青山大人君提出)
一、去る一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 憲法審査会委員 補欠 石川 香織君 山井 和則君 山井 和則君 石川 香織君	一、去る十一月二十九日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案(厚生労働委員長提出) 一、去る十一月二十九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 令和四年度出産・子育て応援給付金に係る差押禁止等に関する法律案	一、去る二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 令和四年度一般会計補正予算(特第2号) 令和四年度一般会計補正予算(特第2号)	一、去る二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 旧統一教会問題にかかる被害者救済の原資の確保に関する質問主意書(櫻井周君提出) 一、去る一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

令和四年十二月六日 衆議院会議録第十三号 議長 報告

成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員落合貴之君提出消費税制度に関する質問に対する答弁書

令和四年十一月十六日提出
質問 第二十七号

国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する再質問主意書

提出者 松木けんこう

国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する再質問主意書

一の1について

「NM—〇七五〇」の発熱性試験成績書の試験体記号に明記されているのは、A体、B体、C体であり実施樹種は明記されていない。その理由について質問する。また、不燃化処理は、材質により性能が大きく変化するにもかかわらず、マツ科トウヒ属が発熱性に関して最も不利な樹種であるとの様に確認したのか、また選定の理由について質問する。また、スギ科（スギ属）、ヒノキ科（ヒノキ属、ネズコ属）、マツ科（トガサワラ属、マツ属、トウヒ属、モミ属、カラマツ属、ツガ属）樹種ごとの性能試験をせずに、適合すると認定した理由について質問する。また、性能試験をせずに広範囲な樹種を一つの認定番号で認定を行った審査は、他の認定を考慮しておらず、不公平である。その理

由と今後の審査について質問する。

一の2について

木材製品の誤差は試験体の最小厚さ、及び最大厚さに対して、通常「プラスマイナス」で表記する。しかし「NM—〇七五〇」の認定書の認定範囲の最小厚さは「マイナス」のみで、最大厚さは「プラス」のみで表記されている。認定範囲の誤差を他の認定とは変え広げた理由について質問する。また、「NM—〇七五〇」の認定書の最小厚さは、十八・〇（マイナス二・〇）mmと表記されているにもかかわらず、発熱性試験成績書を確認すると、十八・〇mmで試験を実施していない。さらに、認定試験機で実施できる製品の最大厚さは、五十・〇mmまでであり、五百・〇mmの試験体は、そもそも試験をすることが不可能である。よって、「NM—〇七五〇」の認定書に記載の最大厚さである五百・〇mmでは試験を実施していないことが明らかである。最小厚さ、及び最大厚さともに試験を実施していない事実において、合格基準を満たすと判断した理由を質問する。また、試験成績書に記載されている認定範囲で無い範囲を試験で確認をせず技術的基準に適合するものとして判断し認定を行った技術的基準と理由を質問する。

一の3について

薬剤量を計測する手法は確立されており、比重から算出する。それを算出するためのデータは、発熱量試験成績表に記載されている。質量を千で割れば試験体の比重となり、その比重から発熱性試験成績書に記載の申請比重を引けば薬剤量が算出できる。薬剤量を計測せず「木材と薬剤の合計質量が申請された仕様の範囲内であると確認し、薬剤量が申請された仕様の範囲内

内であると推定して」について、どの様に薬剤量を確認し申請された仕様の範囲内と推定したかの根拠を質問する。薬剤量は不燃性能確保に最も重要である。しかし申請薬剤量で明らかに試験をしていないその理由を質問する。

一の4について

無機りん酸系薬剤は、不燃木材市場における不燃性能疑惑により平成二十二年に国交省による抜き打ちサンプル調査の原因となった不燃性能疑惑の一つである。また、短期間での不燃性能劣化は、市場においても明らか事実である。その事実確認は、日本産業規格「JIS A 9011-2020」木質材料の難燃薬剤処理方法（令和二年三月二十三日制定の作成にあたり、公益財団法人日本住宅・木材技術センター発行「平成二十九年年度難燃薬剤処理木材の品質管理基準等の検討事業報告書」に記載されている。その後、平成二十六年の新しい性能評価規定により、平成二十三年国交省のサンプル調査結果報告で不適合となった「NM—〇七五〇」の性能確認と指導を実施したか質問する。

二について

不適合九件の公開後、これまでの指示・改善状況の報告及び内容について質問する。また、既に建物に取り付けてある材をどのようにに確認したのか、また、公開後の指導と是正の完了は、どのようにしたのかについて質問する。

三について

不適合とされた不燃木材の不燃性能可否による結果及び情報に関し、消費者庁として、どのような安全安心確認の取組を実施しているかを質問する。

右質問する。

内閣衆質二一〇第二十七号

令和四年十一月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員松木けんこう君提出国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松木けんこう君提出国土交通省が平成二十三年六月二十九日に公開した「不燃木材に関する不燃材料の大臣認定仕様との不適合について」に関する再質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の「実施樹種は明記されていない」の趣旨が必ずしも明らかではないが、「NM—〇七五〇」についての建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二条第九号の規定に基づく認定（以下「本件認定」という。）に係る性能評価において、試験体に用いた樹種がマツ科トウヒ属であることについては、「発熱性試験成績書」の材料構成を記載する欄に明記されている。なお、御指摘の「A体、B体、C体」という「試験体記号」の記載は、試験体を識別するためのものであり、樹種の別を示すものではない。

お尋ねの「マツ科トウヒ属が発熱性に関して最も不利な樹種であるとの様に確認したのか」及び「選定の理由」については、当該性能評価を行った指定性能評価機関（以下単に「指定性能評価機関」という。）において、当該性能評価の申請があつた三科九属の樹種のうちマツ科トウヒ属が発熱性に関して最も不利な樹種である

ことを、指定性能評価機関の求めに応じて当該性能評価の申請者から提出された樹種ごとの発熱性に関する資料により確認した上で、これを試験体に用いる樹種として選定したものである。

お尋ねの「樹種」ごとの性能試験をせずに、適合すると認定した理由については、先の答弁書（令和四年十月二十一日内閣衆質二一〇第六号。以下「前回答弁書」という。）の1についてでお答えしたとおり、指定性能評価機関において、三科九属の樹種のうち、マツ科トウヒ属が発熱性に関して最も不利な樹種であることをあらかじめ確認した上で、これを試験体に用いる樹種として選定し、発熱性試験を実施したものであり、国土交通省においては、本件認定の申請があった仕様について、当該発熱性試験の結果を含む当該性能評価に基づき審査を行い、認定を行ったところである。また、「性能試験をせずに広範囲な樹種を一つの認定番号で認定を行った審査は、他の認定を考慮しておらず、不公平である。その理由と今後の審査について質問する」とお尋ねについては、「他の認定」及び「不公平」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

一の2について

お尋ねの「認定範囲の誤差を他の認定とは変え広くした」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いづれにしても、御指摘の「N M—〇七五〇」の認定書における「最小厚さ」及び「最大厚さ」の「誤差」は適切に表記されたものである。

お尋ねの「最小厚さ、及び最大厚さともに試験を実施していない事実において、合格基準を満たすと判断した理由」及び「試験成績書に記載

されている認定範囲で無い範囲を試験で確認をせず技術的基準に適合するものとして判断し認定を行った技術的基準と理由」については、「最小厚さ」及び「試験成績書に記載されている認定範囲で無い範囲を試験で確認をせず」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、前回答弁書一の2についてでお答えしたとおり、指定性能評価機関において、発熱性に関して最も不利な厚さと考えられる十八・〇ミリメートルを仕様とする製品から採取した試験体を選定して発熱性試験を実施し、合格基準を満たすと判断したものである。

一の3について

お尋ねの「ごの様に薬剤量を確認し申請された仕様の範囲内と推定したか」については、前回答弁書一の3についてでお答えしたとおりであり、「申請薬剤量で明らかに試験をしていない」との御指摘は当たらないものと考えている。

一の4について

お尋ねの「平成二十六年の新しい性能評価規定」による「性能確認と指導」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

二について

お尋ねの「これまでの指示・改善状況の報告及び内容」及び「公開後の指導と是正の完了は、どのようにしたのか」については、前回答弁書二についてでお答えしたとおりである。

お尋ねの「既に建物に取り付けてある材をどのように確認したのか」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「不適合九件」に係る建築材料であって、認定された仕様と異なる仕様のもが使用された建築物の建築基準法令への適合性の確認について

は、当該建築材料を製造した者において、当該建築材料が使用された部分が当該法令において不燃性能を要求される部分であるか否かを確認すること、施工された当該建築材料を切り出して発熱性試験を実施すること等により行っている。

三について

御指摘の「不適合とされた不燃木材の不燃性能可否による結果及び情報」及び「安全安心確認」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十三年六月二十九日に国土交通省が公表した不燃木材に関するサンプル調査の結果に関して消費者庁において実施している取組は、前回答弁書三についてでお答えしたとおりである。

令和四年十一月十七日提出
質 問 第 二 一 八 号

消費税制度に関する質問主意書

提出者 落合 貴之

消費税制度に関する質問主意書

消費税は、一般的に、物品やサービスの購入者が負担するものであり、当該物品やサービスの提供者が一旦預かり、国に納税しているものと認識されていることが多いようである。

そこで、以下質問する。

一 消費税の納税義務者は誰か。

二 物品やサービスの購入時に付加される消費税相当額は、当該物品やサービスの価格とは別に、物品やサービスの購入者が税として支払っているのか。

三 消費税は、物品やサービスの提供者が、その購入者や取引相手が支払ったものを一旦預か

り、国に納税しているのか。
右質問する。

内閣衆質二一〇第二八号

令和四年十一月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員落合貴之君提出消費税制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員落合貴之君提出消費税制度に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

消費税の納税義務者は事業者であり、事業者と消費者その他の売買契約等の取引の相手方（以下「消費者等」という。）との間の法律関係は、当該取引の当事者の関係である。したがって、消費者等が事業者を支払うのは当該取引に係る物品やサービスの対価であり、御指摘の「消費税相当額は、物品やサービスのコストとともにその対価に含まれているものである」。

なお、消費税は、価格への転嫁を通じて最終的には消費者が負担することを予定しているものであり、このような税の性格から、政府税制調査会が平成十二年七月に取りまとめた「わが国税制の現状と課題——二十一世紀に向けた国民の参加と選択——」において「消費税が預り金的な性格を持つ税である」とされている。

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員大河原まさこ君提出DV被害者等支援措置制度に関する質問に対する答弁書
衆議院議員原口一博君提出国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大河原まさこ君提出都市計画決定手続への住民参加と都市計画法第十六条第一項の公聴会開催に関する質問に対する答弁書

令和四年十一月十八日提出
質問 第一一九号

DV被害者等支援措置制度に関する質問主意書

提出者 大河原まさこ

DV被害者等支援措置制度に関する質問主意書

DV被害者等支援措置制度は、二〇〇四年から実施され十四万人以上が利用している。この制度の目的は、自治体が主にDV等加害者からの被害者の情報に関する請求を不交付にし、特別な必要がある場合は裁判所などからの嘱託請求を受け交付するという制度である。

加害者が依頼した弁護士からの住民票など請求に対しては常々自治体の対応の不統一が指摘されてきたが、二〇一八年三月二十八日の総務省通知において「加害者依頼の弁護士は加害者と同視する」という事務連絡によって全国的対応の統一が図られるようになった。

また、加害者に依頼された第三者は悪質な場合、形式的に整った偽の契約書をもって請求する場合や、債権・債務などを根拠にして請求してくる場合もある。また、最近では住民基本台帳法第二十条が戸籍附票について直系親族の請求を容認していることから、例えば、加害者が夫で被害者妻と合わせて支援する者の子がいた場合、子の祖父母は子の直系親族であり戸籍附票が請求できるため、加害者が被害者の情報を得る手段として利用する場合もある。そこで質問する。

一 直系親族からの戸籍附票請求や、加害者が依頼した第三者請求に対して「請求者の同意を得て被害者に事実確認する」という方法が自治体で広がっているが、自治体によって実施状況が異なる。政府として全国運用に向けて積極的な支援をすべきと考えるが如何か。

二 政府は、戸籍附票の直系親族からの請求について、不当な目的か否かを審査する方法としてどのような手段が適当と考えるか。

三 加害者の依頼した弁護士など、第三者からの請求を、加害者の請求と同視すべきという考え方について政府はどのように考えるか。

四 また、戸籍附票について依頼者が確認できない場合、被害者の安全を確保できないとして不交付とすべきと考えるが如何か。

内閣衆質二一〇第二十九号

令和四年十二月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議員 細田 博之殿

衆議院議員大河原まさこ君提出DV被害者等支援措置制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大河原まさこ君提出DV被害者等支援措置制度に関する質問に対する答弁書

一 について

御指摘の「請求者の同意を得て被害者に事実確認する」という方法については、戸籍の附票の写しの交付等の可否を判断するために必要な場合に当該方法をとることも考えられるが、裁判所など戸籍の附票の写しの提出を求める機関から交付請求を受けるなど他の方法をとること

も考えられ、その実施は、各市町村長がそれぞれの実情に応じて適切に判断すべきものと考えられる。

二 について

お尋ねについては、「住民基本台帳事務処理要領」(昭和四十二年十月四日自治振第百五十号自治省行政局長等通知)により、加害者からの依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐため、利用目的について厳格な審査を行うことを求めているところであるが、その手段は、一について述べたとおり、各市町村長がそれぞれの実情に応じて適切に判断すべきものと考えており、一概にお答えすることは困難である。

三 について

御指摘の「加害者の依頼した弁護士など、第三者からの請求を、加害者の請求と同視すべき」という考え方には、ドメスティック・バイオレンス等の加害者が、戸籍の附票の写しの交付等の制度を不当に利用して、被害者の住所を探索することを防止するために有効なものと考えており、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する取扱いについて」(平成三十年三月二十八日総行住第五十八号総務省自治行政局住民制度課長通知)を发出したところである。

四 について

御指摘の「依頼者が確認できない場合」の意味するところが必ずしも明らかではないが、弁護士等は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条の二第三項の規定に基づき、戸籍附票等の交付の

請求が可能であるが、その場合には、受任している事件又は事務の依頼者の氏名又は名称等を明らかにして戸籍附票等の交付の請求をしなければならず、これが明らかにされない場合には、請求を拒むことができることとされている。

令和四年十一月二十二日提出
質問 第三〇号

国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問主意書

提出者 原口 一博

国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問主意書

国庫補助金等により設置造成された基金の年度ごとの予算措置額については、平成二十六年から令和元年度までは約一兆円程度でおおむね横ばいで推移してきたが、令和二年度は約十一・五兆円、令和三年度は約五・七兆円と突出しており、基金への予算措置額が大きく増加している。さらに、基金への予算は補正予算で措置され、年度末に積み増しなどが行われる傾向が強くなっている。

財政法第二十九条は、「内閣は、次に掲げる場合に限り、予算作成の手續に準じ、補正予算を作成し、これを国会に提出することができる。」とし、第一号で「法律上又は契約上国の義務に属する経費の不足を補うほか、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出(当該年度において国庫内の移換えにとどまるものを含む)又は債務の負担を行なうため必要な予算の追加を行なう場合」、第二号で「予算作成後に生じた事由に基づいて、予算に追加以外の変更を加える場合」と定めている。

国庫補助金等により設置造成される基金については、複数年度にわたる事務又は事業であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情が認められること、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められることなどに該当するもので、中長期的な視点の下で柔軟な執行が可能となる利点があると理解している。一方、各年度の所要額があらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要なものか、分野を問わず、事業の性質に応じて精査する必要があること、複数年度にわたる支援が必要であつても、総額や各年度の所要額について、一定の見通しを立て得るものについては、基金ではなく、まずは繰越明許費や国庫債務負担行為等による対応を検討すべきであると理解している。

したがって、基金への予算措置額の積み増しや新たな基金の造成については、中長期的な計画の下、当初予算において行われるべきであり、補正予算において行うことは厳に慎むべきである。

また、基金は法人等に一度支出されてしまうと、その執行状況が見えにくくなることから、法律や補助要綱で国から基金へ資金を交付した後の要件を適切に設定するなど、より適切な基金の執行につながる効果的な枠組み作りを行っていくことが重要であると理解している。政府が科学技術の振興や経済安全保障などの国家課題に取り組む基金事業については、令和四年度から、PDCAを強化するため、原則四半期ごとの支出状況と基金残高等の公表などの枠組みを実施すると承知しているが、基金の執行状況の透明性を高めるには不十分である。

以上を踏まえ、令和四年度に提出された補正予算において予算措置された基金について、以下、

質問する。

一 令和四年度に提出された補正予算において予算措置された新規に設置する基金及び既に設置している基金のそれぞれについて、一般会計及び特別会計に分けて、所管省庁、基金の名称、基金への予算措置額を明らかにされたい。

二 財政法では補正予算の要件として、予算作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた経費の支出を行う場合と定めていることから、令和四年度に提出された補正予算において新たに造成された基金があるならば、基金の要件に該当すると判断した理由は何か。

三 全ての基金の執行状況について、基金から支出が行われた都度公表したり、公表する項目を更に細分化したりするなどして、透明性を更に高めるべきであると考えるが、政府はどのように考えているのか。

内閣衆質二一〇第三〇号

令和四年十二月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員原口一博君提出国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員原口一博君提出国庫補助金等により設置造成された基金に関する質問に対する答弁書

一について

令和四年度一般会計補正予算(第一号)及び令和四年度特別会計補正予算(特第一号)において、新規に設置する基金に対する予算措置はない。

令和四年度一般会計補正予算(第一号)において、既に設置している基金に対する予算措置額は、経済産業省所管のうち燃料油価格激変緩和基金が一兆千六百五十五・〇億円である。

令和四年度特別会計補正予算(特第一号)において、既に設置している基金に対する予算措置はない。

令和四年度一般会計補正予算(第二号)において、新規に設置する基金に対する予算措置額は、内閣府所管のうち中小企業イノベーション創出推進基金が二千六十・〇億円、総務省所管のうち情報通信研究開発基金が六百六十二・〇億円、文部科学省所管のうち大学・高専成長分野転換支援基金が三千二・四億円、地域中核研究大学等強化促進基金が千四百九十八・四億円、大学発新産業創出基金が九百八十七・七億円、先端国際共同研究推進基金(国立研究開発法人科学技術振興機構に設置するもの)が五百六・〇億円、先端国際共同研究推進基金(国立研究開発法人日本医療研究開発機構に設置するもの)が六十・五億円及び革新的脱炭素化技術開発推進基金が四百九十五・八億円、厚生労働省所管のうち抗がん剤原薬国産化支援基金が五百五十三・〇億円、農林水産省所管のうち肥料原料備蓄対策基金が百六十・〇億円並びに経済産業省所管のうちリスクリングを通じたキャリアアップ支援事業基金(仮称)が七百五十二・九億円、ディープテック・スタートアップ支援基金が千・四億円、バイオものづくり革命推進基金が三千・三億円、重要物資サプライチェーン強化支援資金(国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に設置することを検討中のもの)が八千二百八十八・一億円、重要物資サプライチェーン強化支援資金(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に設置

することを検討中のもの)が千五百十八・〇億円及び処理水影響対策支援基金が三百三十三・三億円である。

令和四年度特別会計補正予算(特第二号)において、新規に設置する基金に対する予算措置額は、経済産業省所管のうち重要物資サプライチェーン強化支援資金(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構に設置することを検討中のもの)が二百三十六・〇億円及び処理水影響対策支援基金が百六十六・七億円である。

令和四年度一般会計補正予算(第二号)において、既に設置している基金に対する予算措置額は、内閣府所管のうち革新的研究開発推進基金(革新的医療技術研究開発推進事業(産学官共同型)が八十・〇億円、文部科学省所管のうち創発的研究推進基金が五百五十三・四億円、学術研究助成基金が百五十六・〇億円及び経済安全保障重要技術育成基金が千二百五十・〇億円、厚生労働省所管のうちワクチン生産体制等緊急整備基金が四千七百五十・〇億円、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金が〇・二億円、特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金が二十二・八億円及び安心こども基金が八十六・八億円、農林水産省所管のうち農業構造改革支援基金が四十・〇億円、施設園芸等燃料価格高騰対策基金が八十五・〇億円、産地パワーアップ事業基金が一・八億円、畜産・酪農収益力強化総合対策基金が三十・一億円、野菜生産出荷安定資金が八十・九億円、異常補てん積立基金が百三・一億円、漁業経営セーフティネット構築等事業基金が三百三十・〇億円、漁業経営安定対策基金が三百八十・〇億円、水産業競争力強化基金が二十・〇億円、資源管理・漁業革新推進基金が七十・〇億円、韓国・中国等外国漁船操業対策基金が二十五・〇億円及び沖縄漁業

基金が十五・〇億円、経済産業省所管のうち経済安全保障重要技術育成基金が千二百五十・〇億円、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金が四千八百五十・一億円、特定半導体基金が四千五百・〇億円、廃炉・汚染水・処理水対策基金(平成三十年度補正予算に係るもの)が百二十・〇億円、革新的研究開発推進基金(創業ベンチャーエコシステム強化事業)が三千・〇億円、国内投資促進基金(ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業)が千・三億円、国内投資促進基金(サブライチエーション対策のための国内投資促進事業)が五十五・〇億円、グリーンイノベーション基金が三千・〇億円、特定鉱害復旧事業等基金が一・七億円、燃料油価格激変緩和基金が三兆二百七十一・八億円、認定支援機関による経営改善計画策定支援補助金により造成された基金が五十・三億円、中小企業等事業再構築促進基金が五千八百・〇億円及び経営安定関連保証等特別基金が千八百五十六・〇億円並びに国土交通省所管のうち住宅市場安定化対策給付基金が三百五十六・〇億円である。

令和四年度特別会計補正予算(特第二号)において、既に設置している基金に対する予算措置はない。

二について

基金は、事務又は事業が、複数年度にわたるものであって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものであることを要件として、当該事務又は事業の財源として設置することとしている。令和四年度補正予算(第二号及び特第二号)において

新規に設置する各基金については、それぞれの事業が、その実施の内容、方法等を踏まえて、当該要件に該当すると判断したものである。なお、令和四年度補正予算(第二号及び特第二号)に係る基金事業については、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」(令和四年十月二十八日閣議決定)において示された政策課題を迅速かつ効率的に実施する上で必要となると判断したものを措置しており、御指摘の「補正予算の要件」を満たすものであると考えている。

三について

基金の運用に当たっては、その透明性を向上させ、効率的な活用につなげていくことが重要であると考えており、「行政事業レビューの実施等について」(平成二十五年四月五日閣議決定)に基づき、各府省庁において、それぞれが所管する基金事業について、毎年度、基金シート等を作成し、公表するなどの取組を行っている。このような取組を行いつつ、個々の基金事業の性質等も考慮し、基金事業の適正な執行管理に努めてまいりたい。

令和四年十一月二十二日提出

質 問 第 三 一 号

都市計画決定手続への住民参加と都市計画法第十六条第一項の公聴会開催に関する質問主意書

提出者 大河原まさこ

都市計画決定手続への住民参加と都市計画法第十六条第一項の公聴会開催に関する質問主意書

都市計画に対して住民自らが主体的に参画するためには、都市計画決定手続への住民参加の機会

が確保されることが重要である。国土交通省「都市計画運用指針 第十二版」(令和四年四月一日一部改正)(以下、「運用指針」という。)は、「今後の都市計画決定手続においては、(中略)これまで以上に都市計画決定手続における住民参加の機会の拡大、都市計画に係る情報公開及び理由の開示等に意を用いていくべきである(運用指針三百三十九頁)とする。

都市計画決定手続への住民参加では、都市計画の案を作成する段階から住民が主体的に参画することが極めて大切である。その重要な住民参加の機会として都市計画法(以下、「法」という。)第十六条第一項の定める「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置」(以下、「公聴会の開催等の措置」という。)がある。

運用指針では、法第十六条第一項の公聴会の開催等の措置については、「これは、都市計画の案が作成された後の手続としての法第十七条の縦覧及び意見書の提出とは別に、都市計画の案の作成の段階でも住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨である。特に、法第十六条第一項において公聴会の開催を例示しているのは、住民の意見を反映させるための措置として、住民の公開の場での意見陳述の機会を確保するべきという趣旨であることに留意する必要がある」と、その趣旨を説明している。そして、「都市計画への住民参加の要請がますます強まる中で、都市計画決定手続における住民参加の機会を更に拡大していく観点から、今後は、都市計画の名称の変更その他特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会を開催するべきである(運用指針三百三十九頁)とする。

ところで、法第十六条第二項は、住民に最も身近な都市計画である地区計画等(運用指針三百四十頁)について、「意見の提出方法その他の政令で

定める事項について条例で定めるところにより、その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者の意見を求めて作成するものとする」と定める。法第十六条第一項が「次項の規定による場合を除くほか」と定めていることから、地区計画等の都市計画決定手続において、同条第一項の公聴会の開催等の措置が講じられず、それによつて住民の公開の場での意見陳述の機会が失われ、住民参加の機会が確保されないことが懸念される。

そこで、住民に最も身近な地区計画等の都市計画決定手続に関して、住民が主体的に参加することの重要性に鑑み、同条第一項の公聴会の開催等の措置と同条第二項の関係について、以下、質問する。

一 住民に最も身近な都市計画である地区計画等について、都道府県又は市町村(以下、「当該自治体」という。)が、必要があると認めるときは公聴会の開催等住民の意見を反映させるために法第十六条第一項の公聴会の開催等の措置を講じることが禁じられていないと考えるが、政府の見解は如何か。

二 法第十六条第一項が「次項の規定による場合を除くほか」と規定していることから、法第十六条第二項の条例の定める手続によつて「その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係を有する者」(同項)のみならず、その地区計画等に影響を受ける住民が内容を十分に把握した上で公開の場での住民の意見陳述の機会が確保された場合には、公聴会の開催等の措置に代わるものが行われたとして、同条第一項の公聴会の開催等の措置を講じる必要はないと当該自治体が判断できるものと考えるが、政府の見解は如何か。

三 法第十六条第一項において公聴会の開催を例

示しているのは、住民の意見を反映させるための措置として、「住民の公開の場での意見陳述の機会を確保すべきという趣旨」と考えられる(運用指針三百三十九頁)。住民参加の機会を拡大する観点から、住民に最も身近な都市計画である地区計画等についても、住民の公開の場での意見陳述の機会が確保される必要があると考えるが、政府の見解は如何か。

また、法第十六条第二項の「その案に係る区域内の土地の所有者その他政令で定める利害関係者を有する者」だけでなく、その地区計画等に影響を受ける住民の意見陳述の機会を確保すべきであると考え、政府の見解は如何か。

四 運用指針は「都市計画への住民参加の要請がますます強まる中で、都市計画決定手続における住民参加の機会を更に拡大していく観点から、今後は、都市計画の名称の変更その他特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会を開催すべきである」と(運用指針三百三十九頁)とする。住民に最も身近な都市計画である地区計画等についても、名称の変更その他特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会を開催するべきであると考え、政府の見解は如何か。

右質問する。

内閣衆質二一〇第三一號

令和四年十二月二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

衆議院議長 細田 博之殿

衆議院議員大河原まさこ君提出都市計画決定手続への住民参加と都市計画法第十六条第一項の公聴会開催に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大河原まさこ君提出都市計画法決定手続への住民参加と都市計画法第十六条第一項の公聴会開催に関する質問に対する答弁書

一について

市町村(都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。)第八十七条の三第一項の規定により、特別区の存する区域において都が定めることとされている都市計画については、都。以下同じ。)が法第四条第九項に規定する地区計画等(以下単に「地区計画等」という。)の案を作成するに当たり、法第十六条第二項の規定に基づき地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者その他利害関係者の意見を求めた場合において、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置(以下「公聴会の開催等の措置」という。)を講ずることは、法上妨げられていない。

二について

法第十六条第一項の規定は、同条第二項の規定に基づき市町村が地区計画等の案に係る区域内の土地の所有者その他利害関係者の意見を求めた場合においてもなお、公聴会の開催等の措置を講ずることを求めるものではない。

その上で、このような場合に、市町村が公聴会の開催等の措置を講ずるか否かについては、地区計画等の案の作成に関する事務が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第八項に規定する自治事務(以下単に「自治事務」という。)であることから、当該市町村において判断されるべきものであるが、国土交通省としては、当該市町村において、地区計画等の案の作成に当たり、利害関係者、住民等の意向を十分に把握し、当該意向が反映されるよう努めることが望ましいと考えている。

三及び四について

市町村が地区計画等の案を作成する場合には、法第十六条第二項の規定に基づき、当該案に係る区域内の土地の所有者その他利害関係者の意見を求めることとしているところ、「住民の公開の場での意見陳述の機会が確保される必要がある」、「影響を受ける住民の意見陳述の機会を確保すべきである」及び「公聴会を開催するべきである」との御指摘については、地区計画等の案の作成に関する事務が自治事務であることから、公聴会の開催等の措置を講ずるか否かについては、当該市町村において判断されるべきものであるが、国土交通省としては、当該市町村において、地区計画等の案の作成に当たり、利害関係者、住民等の意向を十分に把握し、当該意向が反映されるよう努めることが望ましいと考えている。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(配本送)	本号一部 一〇〇円 別冊